

第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画

あさくち
子どもStarプラン😊

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
浅口市

計画の策定にあたって

全国的な少子化や核家族化の進行、働き方の多様化、地域コミュニティの希薄化などによって子どもを取り巻く環境は、大きく変化しており、児童虐待や子どもの貧困など、子どもや家庭をめぐる様々な問題が生じています。

浅口市においては、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする、「第2期浅口市子ども・子育て支援事業計画 あさくち子どもStarプラン」で、「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」を基本理念に掲げました。その理念を基に、教育・保育の質の向上や地域子ども・子育て支援事業におけるサービスの提供など、子どもと子育てを取り巻く環境の充実に取り組んでおります。



このたび、計画期間満了に伴い「第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画 あさくち子どもStarプラン」を策定いたしました。

本計画は、引き続き「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」を基本理念とし、これまで実施してきた支援策を拡充するとともに、児童虐待や子どもの貧困などの新たな社会的課題に対応した施策を講じながら、社会全体で子どもと子育て世帯を支援するものです。

浅口市では、“子育て王国あさくち”をスローガンに、すべての子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを支援するため、本計画の着実な実施を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を賜りました会議の委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました関係団体や市民の皆様に関心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

浅口市長 栗山康彦

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけと関連計画	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 子どもと子育て家庭等を取り巻く現状	5
第1節 国の動向	5
第2節 浅口市の現状	8
第3節 人口の将来推計	13
第4節 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	16
第5節 子育て環境に対する総合的な評価	23
第6節 子どもの意見聴取の概要	24
第7節 課題のまとめ	29
第3章 計画の基本構想	30
第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	32
第3節 施策体系	33
第4節 重点戦略	34
第4章 子ども・子育ての施策	36
基本目標1 幼児期の教育・保育の充実	36
基本目標2 地域における子育ての支援	38
基本目標3 妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実	44
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	47
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備	50
基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進	52
基本目標7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組みの推進	53
基本目標8 子どもの貧困対策の推進	56
第5章 主要事業における量の見込みと確保方策	57
第1節 子ども・子育て支援制度における保育の必要性について	57
第2節 子どもの人口推計結果	58
第3節 幼児期の教育・保育提供区域の設定	59
第4節 子ども・子育て支援給付	61
第5節 地域子ども・子育て支援事業の充実	62
第6節 幼児教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	73

第6章 計画の推進に向けて.....	74
第1節 計画の周知徹底	74
第2節 市民や関係団体等との連携.....	74
第3節 計画の進捗状況の管理・評価	75
資料編	76
第1節 浅口市子ども・子育て会議条例	76
第2節 浅口市子ども・子育て会議委員名簿.....	78
第3節 浅口市子ども・子育て会議の開催状況	79



第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

我が国では、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。一方、核家族化の進展、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国においては、「子ども・子育て関連3法」（平成24年成立）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。その後、こどもの貧困対策の推進、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施など、総合的な少子化対策が講じられてきました。

さらに、令和3年には「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。

浅口市（以下「本市」という。）は、令和2年に「第2期浅口市子ども・子育て支援事業計画（あさくち子どもStarプラン）」を策定し、「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」を基本理念に掲げ、その実現に向け、子育て施策を推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画（あさくち子どもStarプラン）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置づけと関連計画

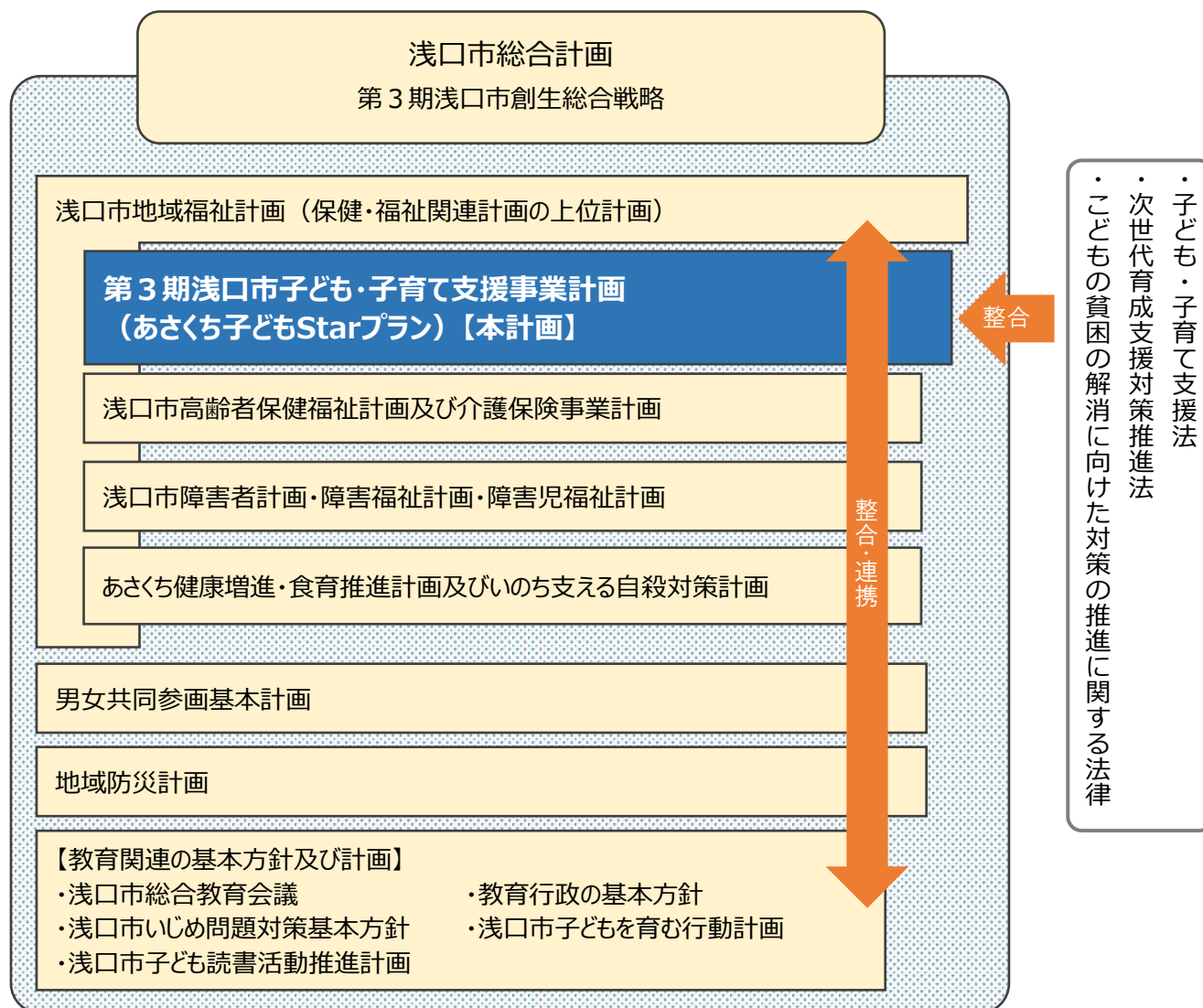
(1) 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、母子の健康確保や教育環境の整備、良好な居住環境の確保等の次世代育成支援に係る取り組み・施策を定めるものとします。さらには子どもの貧困対策を総合的に推進する「市町村におけるこどもの貧困対策計画」として位置づけ、必要な施策を盛り込みます。

(2) 関連計画の整理

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

■ 関連計画



第3節 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や国の制度の変更、市民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

■計画期間

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期					第3期（本計画）				
		中間 見直し		見直し			中間 見直し		

第4節 計画の策定体制

（1）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握するためアンケート調査を実施しました。

■実施概要

項目	就学前児童の世帯用調査	就学児童の世帯用調査
調査対象者	浅口市在住の就学前児童 の全保護者	浅口市在住の就学児童（小学生） の全保護者
調査数	1,402 名	1,432 名
調査方法	園を通じて配布・回収及び一部郵送 による配布回収	小学校を通じて配布・回収及び一部 郵送による配布回収
調査期間	令和6年1月15日（月）～ 令和6年2月9日（金）	令和6年1月15日（月）～ 令和6年2月9日（金）
調査票回収数	970 件	1,113 件
回収率	69.2%	77.7%

※後述のアンケート調査結果には、「n」「SA」「MA」の表記があります。表記の意味は、それぞれ以下の通りです。

「n」=サンプル数 「SA」=単回答（Single Answer の略） 「MA」=複数回答（Multiple Answer の略）

（２）子どもの意見聴取の実施

子どもたちの意見を伺う機会として、小学生・中学生を対象に、子どもの居場所づくり、放課後等の過ごし方などに関する調査を実施しました。

（３）浅口市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関、議会関係者、医療分野に係る団体等及び子育て当事者で組織する「浅口市子ども・子育て会議」において、計６回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。



（４）パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるため、令和７年１月に計画案を公表し、パブリックコメントを実施した結果、３名の方から計７件のご意見をいただきました。

（５）庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、教育委員会事務局各課、健康こども福祉課、社会福祉課などの関係部局との検討・連携や緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

第2章

子どもと子育て家庭等を取り巻く現状

第1節 国の動向

(1) こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- 1 こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- 2 こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- 6 施策の総合性を確保すること

～ こどもまんなか社会とは ～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」。

（２）子ども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年５月には、３歳から５歳児については原則として全ての世帯で、０歳から２歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年１０月から施行されています。

また、令和６年１０月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、妊婦等に対する相談支援事業、保育所等に通っていない満３歳未満の子どもを通園のための給付することも誰でも通園制度等、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充されました。

（３）次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成１７年度から１０年間の時限立法（１０年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（任意計画に変更）、１０年間の集中的・計画的な取組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するにあたって拠るべき指針を策定しています。

（４）子どもの貧困対策

平成２６年１月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年６月に改正され、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法に基づき平成２６年８月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、５年ごとに見直すこととなっており、令和元年１１月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

(5) 子ども・若者支援

一人ひとりの子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和3年4月に策定された同大綱では、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の5つの視点からの現状・課題の整理を行うとともに、5つの基本的な方針が設定されています。

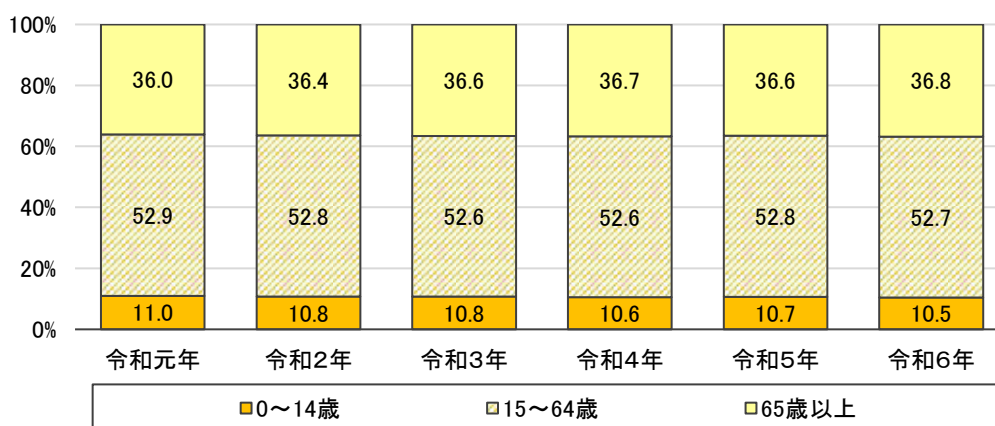
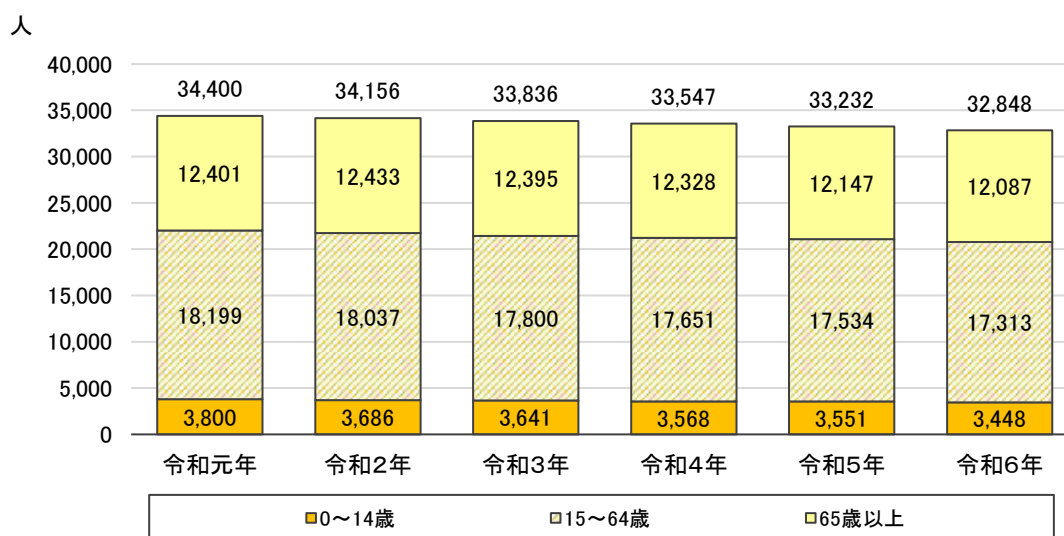
【5つの基本的な方針】

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

第2節 浅口市の現状

(1) 人口構成

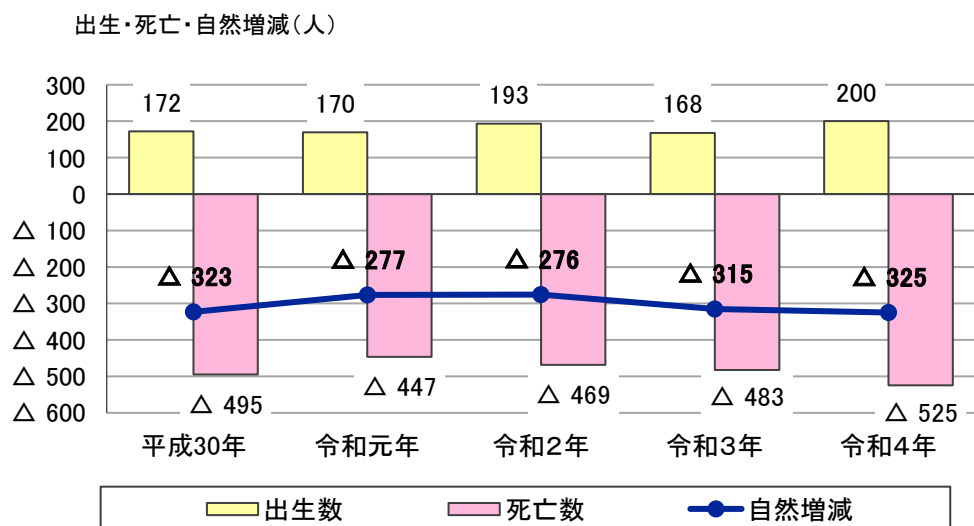
令和6年4月1日現在の浅口市の総人口は32,848人、0～14歳の年少人口は3,448人となっています。全体に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向で推移しており、高齢者人口割合が令和6年4月1日現在で36.8%と、少子高齢化が進行しています。



(2) 人口動態

① 自然動態

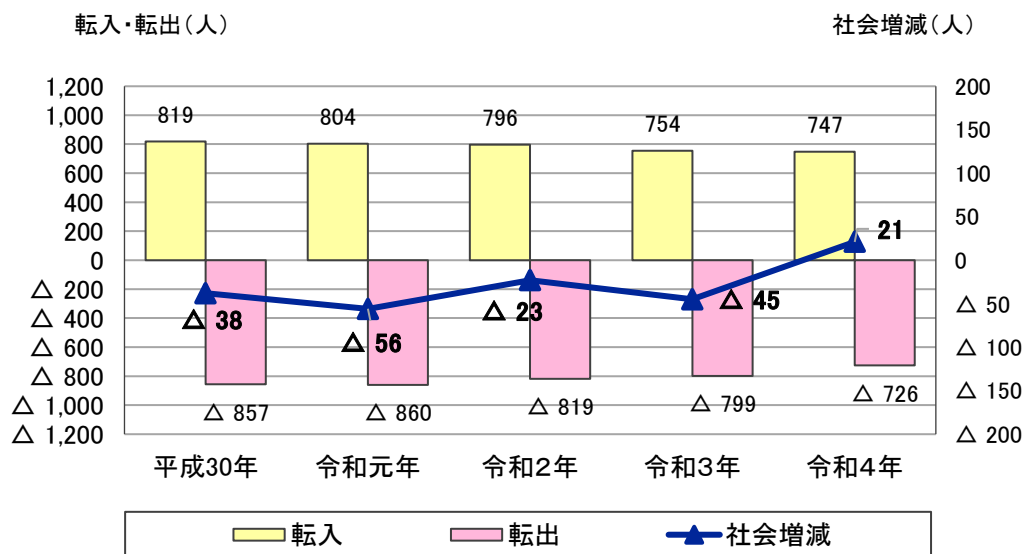
過去5年間の出生数は増減を繰り返し、令和4年には200人となっています。死亡数も同様に増減を繰り返し、令和4年には525人となっています。全ての年で死亡数が出生数を300人前後上回る「自然減」となっています。



資料：岡山県統計年報

② 社会動態

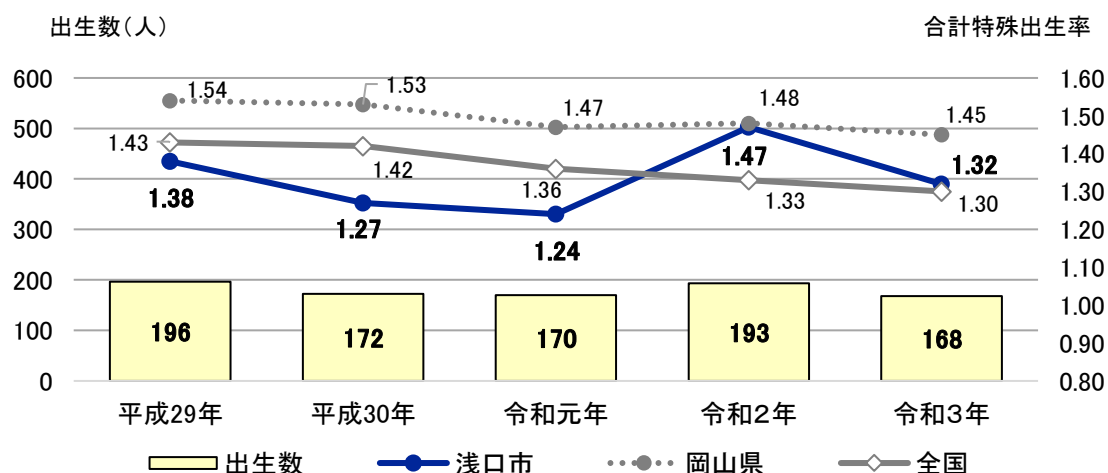
過去5年間の転入者数・転出者数は減少傾向で推移しています。社会増減は、増減を繰り返していますが、令和4年は転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。



資料：岡山県統計年報

(3) 出生数と合計特殊出生率

近年の出生数と合計特殊出生率は、出生数が増減を繰り返しながら推移し、令和3年には168人となっています。合計特殊出生率も同様に、増減を繰り返し、令和3年では、岡山県より低く、国と同水準となっています。

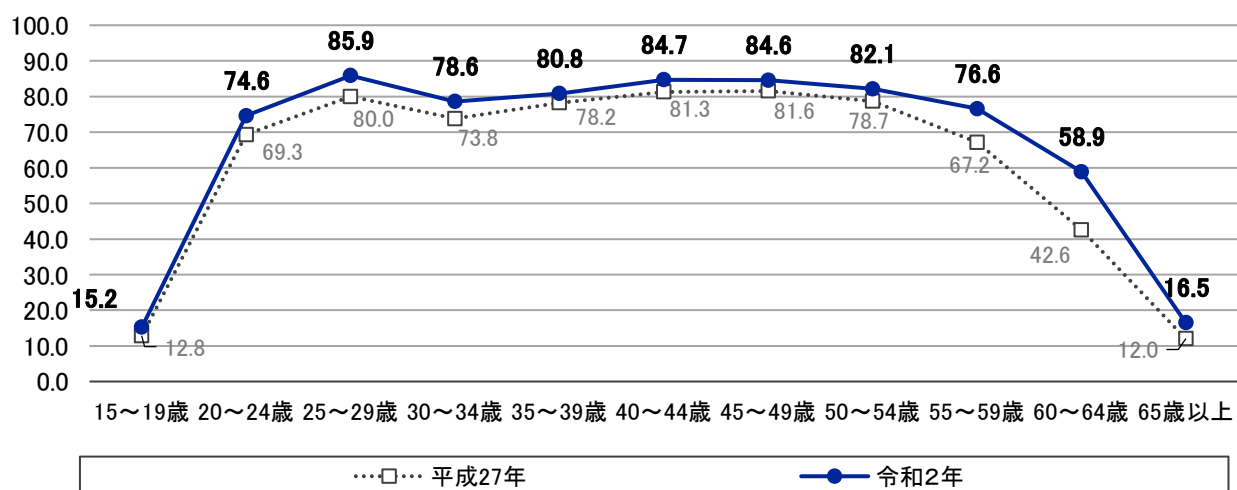


資料：岡山県衛生統計年報

(4) 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、出産や子育て期にあたる30歳代前後で労働力率が低下する「M字カーブ」の谷間が見られます。令和2年と平成27年を比較すると、全ての世代で増加しています。30歳代でも依然として高い水準にあり、結婚・出産した後も働き続ける女性が増えたことによるものと考えられます。

%



資料：国勢調査 ※「労働力人口（不詳除く）／人口」で算出

(5) 幼児教育・保育施設の利用状況

① 施設別の利用児童

保育所4園、幼稚園3園、認定こども園5園、小規模保育事業所2園が運営されています。保育所については、利用者数が利用定員数に近い数値となっています。

■令和6年度（4月1日現在）

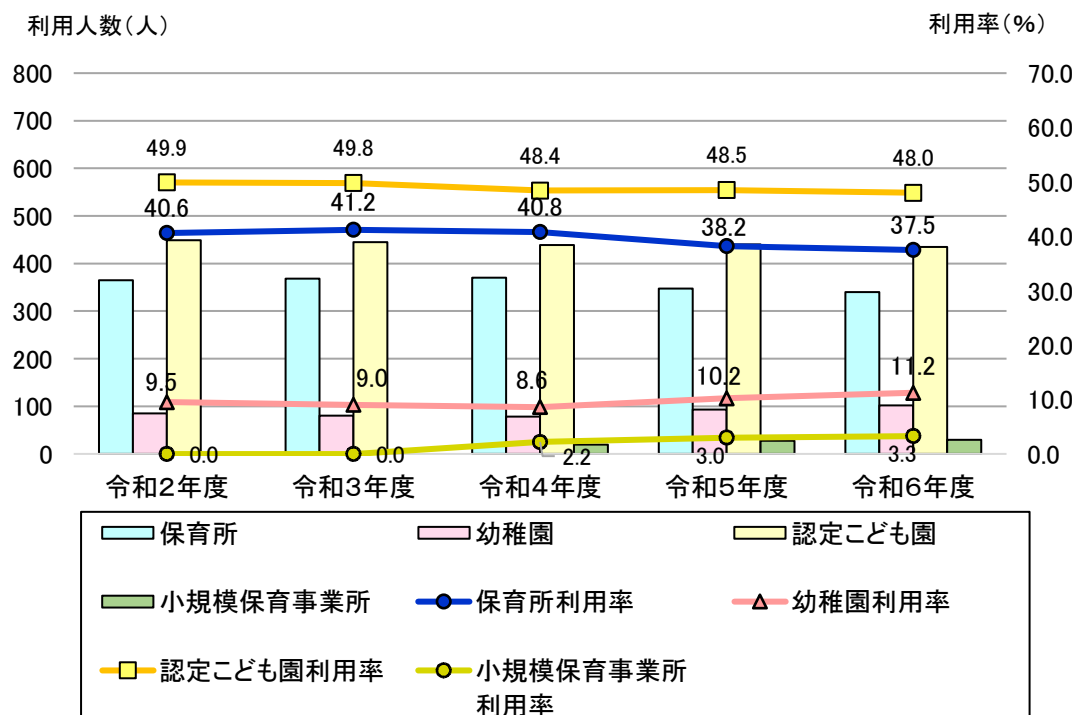
単位：人

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳		4歳		5歳		計	利用 定員	比較
認定区分		3号			2号	1号	2号	1号	2号	1号			
保育所	三和保育園	10	24	24	26		23		27		134	140	▲ 6
	敬親保育園	3	13	15	13		17		17		78	90	▲ 12
	敬親かもがた保育園	6	11	17	17		16		19		86	90	▲ 4
	竜南保育園	0	7	11	9		6		9		42	45	▲ 3
幼稚園	金光幼稚園					13		16		18	47	190	▲ 143
	鴨方東幼稚園					13		16		7	36	130	▲ 94
	鴨方西幼稚園					5		7		7	19	130	▲ 111
認定 こども園	金光学園こども園	4	13	15	15	19	16	12	13	17	124	130	▲ 6
	浅口はちまん認定こども園	3	10	13	16	4	16	3	13	7	85	90	▲ 5
	聖華こども園	3	11	14	9	3	9	0	8	0	57	77	▲ 20
	六条院こども園				16	10	13	9	23	16	87	165	▲ 78
	寄島こども園	2	12	17	14	1	14	4	16	2	82	142	▲ 60
小規模保 育事業所	金光学園乳児保育園	3	9	8							20	12	8
	浅口はちまん小規模保育園	1	4	5							10	12	▲ 2
計		35	114	139	135	68	130	67	145	74	907		
					203		197		219				
児童数		140	203	216	218		210		226		1,213		

② 園種別の利用児童の推移

市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所の各施設を利用する割合は、令和2年度時点から、各施設増減を繰り返し推移しています。幼稚園の利用人数は増加傾向にあります。

■ 園種別利用児童数と利用率の推移



③ 就園率の推移

年齢別の就園率は、令和元年度と令和6年度の6年間を比べると、4歳を除く、各年齢において就園率が増加しています。

	令和元年度	令和6年度
0歳	21.9%	25.0%
1歳	51.8%	56.2%
2歳	62.9%	64.4%
3歳	80.1%	93.1%
4歳	98.2%	93.8%
5歳	95.8%	96.9%

第3節 人口の将来推計

(1) 年齢3区分別人口の推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※を用いた人口推計における見込みでは、総人口は減少傾向となっており、子ども（0歳～11歳）の人口も総人口と同様に減少傾向が予想されます。

※コーホート変化率法とは

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた人々の集団のことを指します。「コーホート法」とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法です。

「コーホート変化率法」とは、各コーホートにおける一定期間の人口の「変化率」を過去の実績人口の動勢から求めそれに基づき将来人口を推計する方法となります。

出生については、過去の実績から20～44歳の女性人口に対する0歳児人口比（女性子ども比）を算出し、各推計年度における20～44歳の女性人口と女性子ども比を乗じて出生児数を推計しています。

① 全市

■ 浅口市の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総人口	34,156	33,836	33,547	33,232	32,848	32,548	32,233	31,901	31,554	31,197
年少人口（15歳未満）	3,686	3,641	3,568	3,551	3,448	3,380	3,313	3,261	3,207	3,195
生産年齢人口（15歳～64歳）	18,037	17,800	17,651	17,534	17,313	17,137	17,008	16,878	16,731	16,519
高齢者人口（65歳以上）	12,433	12,395	12,328	12,147	12,087	12,031	11,912	11,762	11,616	11,483

② 金光地域

■ 金光地域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総人口	11,711	11,655	11,593	11,599	11,493	11,455	11,406	11,357	11,303	11,246
年少人口（15歳未満）	1,392	1,394	1,368	1,407	1,391	1,372	1,364	1,360	1,354	1,357
生産年齢人口（15歳～64歳）	6,268	6,226	6,236	6,267	6,218	6,223	6,219	6,221	6,211	6,179
高齢者人口（65歳以上）	4,051	4,035	3,989	3,925	3,884	3,860	3,823	3,776	3,738	3,710

③ 鴨方地域

■ 鴨方地域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総人口	17,419	17,294	17,201	16,981	16,785	16,654	16,506	16,352	16,189	16,017
年少人口（15歳未満）	1,938	1,902	1,873	1,827	1,754	1,734	1,700	1,675	1,650	1,659
生産年齢人口（15歳～64歳）	9,132	9,036	8,981	8,902	8,797	8,717	8,660	8,609	8,549	8,438
高齢者人口（65歳以上）	6,349	6,356	6,347	6,252	6,234	6,203	6,146	6,068	5,990	5,920

④ 寄島地域

■ 寄島地域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総人口	5,026	4,887	4,753	4,652	4,570	4,462	4,357	4,248	4,144	4,041
年少人口（15歳未満）	356	345	327	317	303	281	260	243	229	214
生産年齢人口（15歳～64歳）	2,637	2,538	2,434	2,365	2,298	2,209	2,149	2,082	2,020	1,966
高齢者人口（65歳以上）	2,033	2,004	1,992	1,970	1,969	1,972	1,948	1,923	1,895	1,861

(2) 児童数の推計

① 全市

■浅口市の年齢2区分別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童計	2,838	2,802	2,736	2,703	2,618	2,574	2,573	2,549	2,516	2,506
0～5歳	1,251	1,255	1,245	1,278	1,213	1,203	1,201	1,177	1,149	1,118
6～11歳	1,587	1,547	1,491	1,425	1,405	1,371	1,372	1,372	1,367	1,388

② 金光地域

■金光地域の年齢2区分別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童計	1,099	1,097	1,063	1,089	1,081	1,074	1,074	1,079	1,064	1,053
0～5歳	503	511	484	505	508	508	505	499	506	493
6～11歳	596	586	579	584	573	566	569	580	558	560

③ 鴨方地域

■鴨方地域の年齢2区分別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童計	1,465	1,447	1,434	1,390	1,320	1,305	1,324	1,316	1,307	1,324
0～5歳	644	649	667	680	614	617	628	618	594	582
6～11歳	821	798	767	710	706	688	696	698	713	742

④ 寄島地域

■寄島地域の年齢2区分別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童計	274	258	239	224	217	201	186	173	170	163
0～5歳	104	95	94	93	91	84	77	74	67	65
6～11歳	170	163	145	131	126	117	109	99	103	98

第4節 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期計画で設定した7つの基本目標ごとに、各施策の取組みの進捗状況やアンケート結果からの成果や課題を整理します。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

《主な取組内容と課題》

- 待機児童が発生しているため、保育士等の確保及び受け皿の整備が求められます。
- 保育の充実のため、職員の人材確保が喫緊の課題となっています。
- 全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられるよう、提供体制の整備が求められています。

主な取組み

- 市内幼稚園全園で3年保育を開始しました。
- 民間事業者の参入を促進するため財政支援を行い、小規模保育事業所が2園開園し、保育の受け皿が拡大されました。
- 「井笠管内における保育所等の広域利用に関する協定」を締結し、市外保育所等の選択肢が拡大されました。
- 市内私立保育所、認定こども園と連携し、保育士等の就職相談会を年2回実施しました。
- 保育技能や資質の向上のため、公開保育研修等の各種研修への参加機会を拡充し、園職員の知識や技術の習得を推進しました。
- トイレの洋式化、遊具の塗装、門扉の改修等公立園の施設整備を行いました。

現状・課題

- 今後、保育士の配置基準の改定も検討されており、保育現場における人材の確保が難しい状況となっています。
- 職員の人員不足のため、研修に参加する意思はあるが、参加できない現状があります。
- 待機児童ゼロに向けては、保育士等の確保及び受け皿の整備が求められます。
- 利用する保育所、幼稚園、こども園などの満足度を経年で比較すると、全体的に満足割合はやや増加していますが、「PTA・保護者会の活動」、「利用時間」については満足割合が減少しています。

■利用する保育所、幼稚園、こども園などの満足度

(%)

	①教育・保育環境		②教育・保育にかかる費用		③PTA・保護者会の活動		④利用時間		⑤保護者への対応		⑥給食の提供	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
満足	60.1	62.4	48.0	55.2	50.0	47.8	59.2	57.9	58.8	61.5	74.1	76.9
やや満足	30.8	28.4	29.0	29.6	32.9	32.4	27.4	31.1	33.0	29.9	19.4	17.2
やや不満	6.7	6.9	16.4	10.9	9.8	12.8	10.6	9.0	5.4	6.5	4.3	4.2
不満	1.1	1.7	5.4	3.4	3.8	5.4	1.2	1.3	1.6	1.2	1.0	1.1
無回答	1.3	0.5	1.2	0.9	3.6	1.6	1.5	0.7	1.2	0.9	1.2	0.7

前回 n=922

今回 n=743

基本目標 2 地域における子育ての支援

《主な取組内容と課題》

- 放課後児童クラブなどの提供体制の強化が求められます。
- 子育てや教育に関しての情報提供・相談体制の充実が求められます。

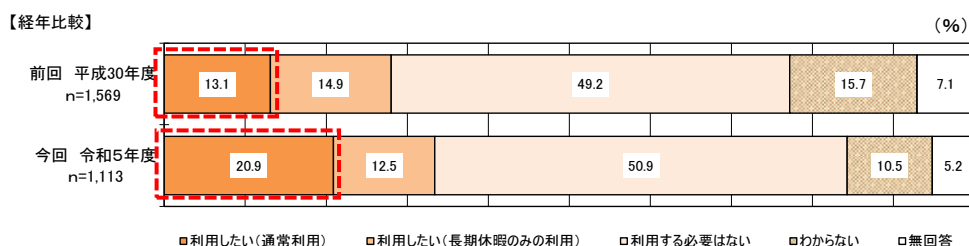
主な取組み

- 多様な子育て支援サービスの充実に向けて、市内幼児教育・保育施設での一時預かり事業の実施、延長保育事業やファミリー・サポート・センター事業の利用促進等に取り組んでいます。
- 県内の市町村と協定を結び、近隣の病児保育施設の利用が可能になりました。
- 児童相談では、関係機関と連携し、問題の早期解決へとつなげています。
- 子育てガイドブックの発行やHPの刷新など、より多くの方に届くよう、情報を発信しています。
- 小学校の余裕教室の整備や、新築工事を行うことで、放課後児童クラブの受け皿の拡大を行いました。
- 放課後児童クラブの利便性向上や環境改善のため、台所設備の設置、トイレの増改築や洋式化等の整備を行いました。

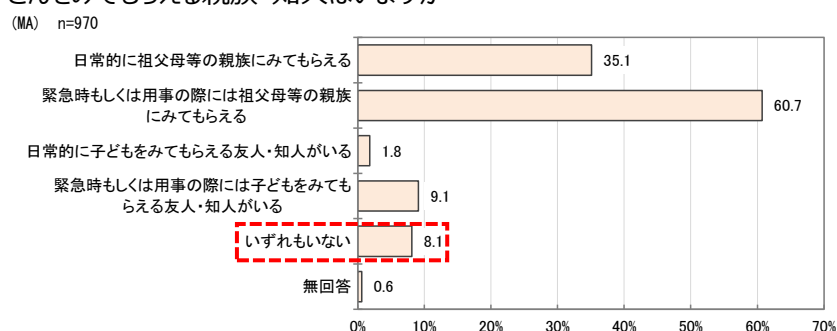
現状・課題

- 相談内容の多様化・複雑化のため、専門職等の連携や職員の確保が求められます。
- 放課後児童クラブの利用希望者に対して受け皿が不足しているため、量の確保方策の計画的な見直しが必要です。
- SNSの活用等、より多くの方に情報が行き届くような、周知方法の工夫が求められます。
- 放課後児童クラブの利用意向では、前回調査に比べて、「利用したい（通常利用）」の割合が増加し約2割となっています。
- わずかながら、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないなど、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿がうかがえます。

■放課後児童クラブの利用意向



■日頃、対象のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか



基本目標3 妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実

《主な取組内容と課題》

- 在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、子育てができるよう支援していくことが求められています。
- 子どもの発達に関する相談対応や支援、食育の推進に引き続き取り組む必要があります。

主な取組み

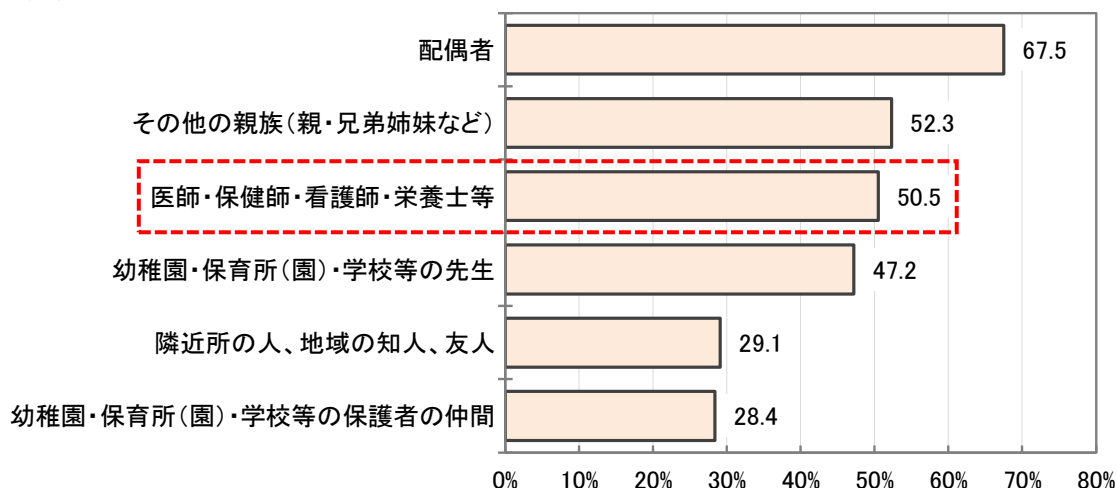
- 安心して出産・子育てができるよう、妊産婦健康診査の実施、産後ケア事業や乳児のいる家庭へ訪問し、育児相談を行っています。個別に対応が必要な場合は保健師と連携し、支援につなげています。
- 食育の推進では、各種教室や健診の機会を活用し、保護者に対する啓発や指導を行っているほか、小学生を対象とした料理教室を開催し、地域の食文化への理解や栄養バランスのとれた食生活の習慣づくりを進めています。

現状・課題

- 子育てや教育などの相談をしたい人では、「医師・保健師・看護師・栄養士等」は上位となっています。

■どんな人に（どんな場所で）相談をしたいと思いますか

(MA) n=388



基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

《主な取組内容と課題》

- 地域との協働による学びの場づくりが引き続き求められます。
- 地域を担うボランティアなどの人材確保が求められます。

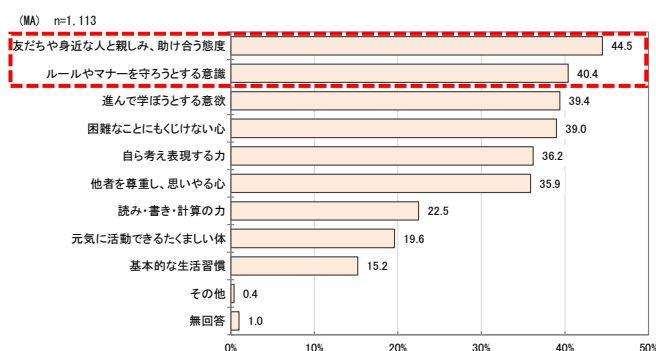
主な取組み

- 警察署と連携し、各校で薬物乱用防止教室の実施をしています。また、LGBT 等の新しい課題等にも各校で研修を行ったりするなど、児童生徒の実態や時代のニーズに合わせた保健教育の充実を図っています。
- 情報モラルの推進では、ネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報のリスクなどを周知するため、LINE 未来財団と連携し「GIGA ワークブックあさくち」を作成しました。
- 各学校で地域学校協働活動推進員とともに学校支援ボランティアを募り、地域学習や教科学習支援を実施しています。

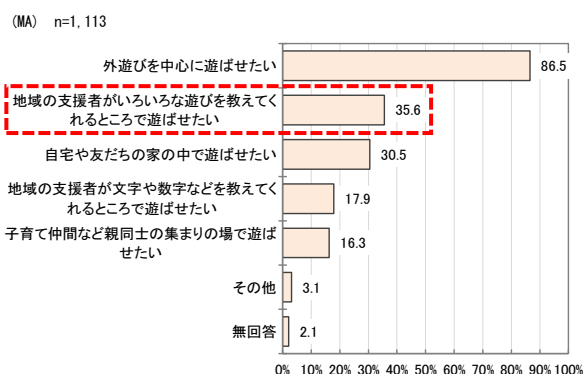
現状・課題

- 今後の活動を担う地域の人材づくり・連携が求められます。
- ボランティアの高齢化が進み、人員の確保が求められます。
- 子どもに身につけて欲しいことでは、「友だちや身近な人と親しみ、助け合う態度」、「ルールやマナーを守ろうとする意識」が上位となっています。
- 子どもに遊ばせたいところでは、「地域の支援者による遊び」は 35.6%となっており、地域の支援者とかかわる機会や交流のニーズがあることがうかがえます。

■ 小学校を卒業するまでに、対象のお子さんに身につけて欲しいことや育てて欲しいことは何ですか。



■ 地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。



基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

《主な取組内容と課題》

- 安心・安全に遊ぶことができるよう利用しやすい公園づくりや公園の活用が求められます。
- 引き続き、関係機関や県、警察と連携し、子どもたちが安心・安全に外出や登下校できる環境づくりが必要です。

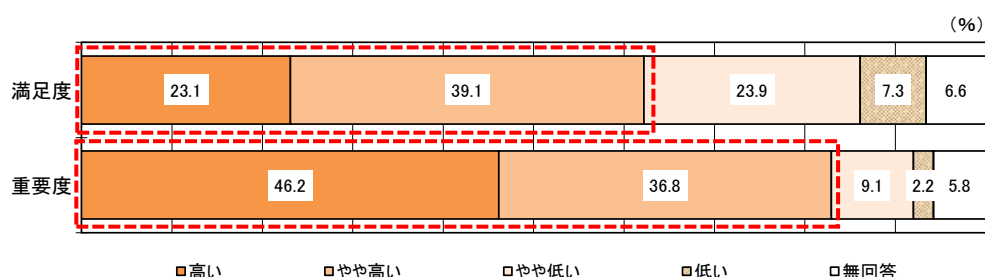
主な取組み

- 毎年度、公園の遊具を点検し、問題が見られる箇所については修繕等を実施し、子どもの遊び場の整備に努めています。
- 関係機関や県、警察と連携して対応し、子どもたちが安心・安全に登下校できる環境づくりを進めています。
- 学校に行きづらさを感じている子どもたちが「安心して過ごすことができる場所」として学習支援を行っています。また、学校復帰に向けた支援も継続して行っています。

現状・課題

- 多くの公園で遊具が老朽化しており、全てに対応することは難しくなっています。
- 公園は、親子の身近な遊び場・居場所として整備・活用を求める声も多く、安心・安全に遊ぶことができるよう維持・管理に取り組むとともに、利用しやすい公園づくりや公園の活用も求められます。
- 子どもの居場所や学びの環境づくりの満足度・重要度はともに「高い」（高い+やや高いの計）の割合が高くなっています。

■ 子どもの居場所や学びの環境づくりの満足度・重要度



基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進等

《主な取組内容と課題》

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた広報・啓発など、男女がともに働きながら子育てがしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

主な取組み

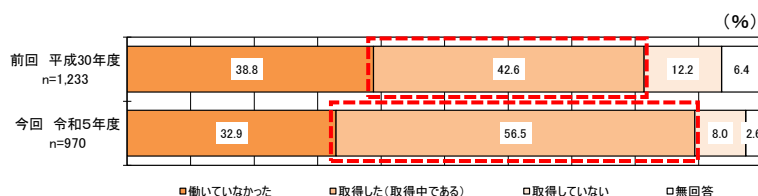
- 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、情報提供を行っています。
- 育児休業制度の周知を図るなど、関係機関と連携しながら普及啓発に努めています。
- くるみんマークやおかやま子育て応援宣言企業ロゴマークなどの周知を図り、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業・事業所の情報提供を行っています。
- 子育て世帯の定住促進や就労支援のため、就職・職業相談、求人情報の提供、履歴書の書き方指導などを行う出張相談所を開設しています。また、関係機関と連携して、出産・育児後の再就職を支援しています。

現状・課題

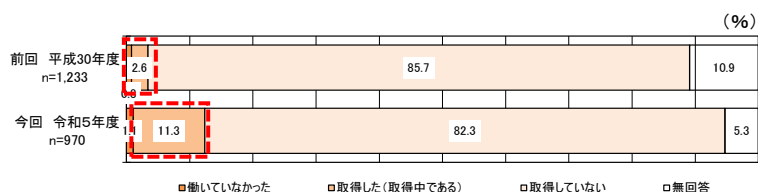
- 育児休業の取得状況は、前回調査に比べて、母親・父親ともに、取得した割合が増加していますが、父親の取得状況は依然として低く、全体の1割程度となっています。
- 仕事と子育てを両立するために必要な支援では、「職場に子育てに対する理解があること」が約8割となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所への呼びかけが必要です。

■ 育児休業の取得状況【経年比較】

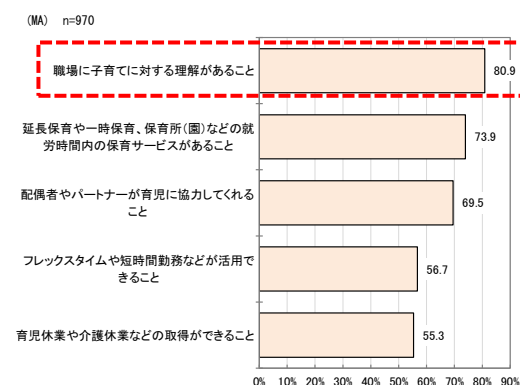
【母親】



【父親】



■ 仕事と子育てを両立するために必要な支援



基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

《主な取組内容と課題》

- 障害のある子どもに対して、専門員の配置や支援体制の再構築が求められます。
- 子どもの貧困対策では、経済的支援の充実や民間団体等と連携し、子ども食堂や学習支援などの居場所の拡充が求められます。

主な取組み

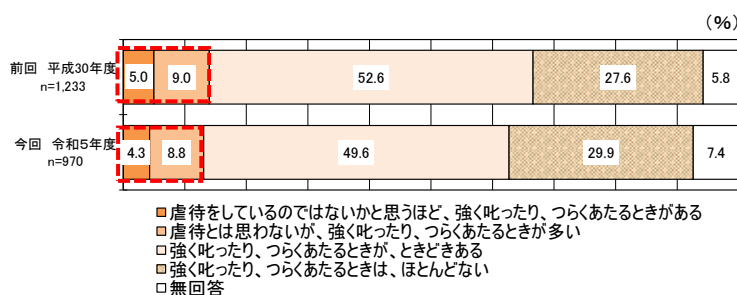
- 令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談対応や関係機関との連携が図れました。
- ひとり親家庭等に対する支援では、仕事、経済面、子育て相談に応じて関係機関と連携し、支援につなげています。
- 発達が気になる子どもとその保護者に対して、子育ての不安や悩みなどをペアレントメンター（発達障害がある子どもを育てていた保護者）などが相談に応じています。

現状・課題

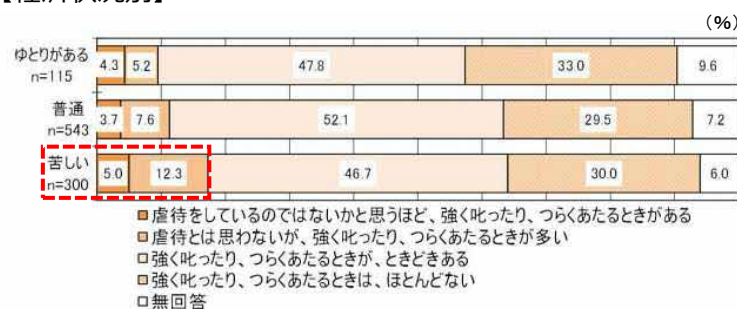
- 発達障害者支援コーディネーターが不在のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができる体制の再構築が求められます。
- 子どもの貧困対策では、民間団体等と連携し、子ども食堂や学習支援などの居場所の拡充が求められます。
- 子どもに強く叱ったり、つらくあたることは、前回調査に比べて、全体では虐待にあたる頻度が低くなっている傾向がみられます。しかしながら、経済状況別にみると、経済が困難な家庭ほど子どもに強くあたる傾向が高くなっています。
- 子どもに強く叱ったりする理由としては、「家計に対する不安が募っている」が13.4%となっており、経済的な要素も子どもへの虐待につながるということがうかがえます。

■ 子どもに強く叱ったり、つらくあたることもあるか

【経年比較】

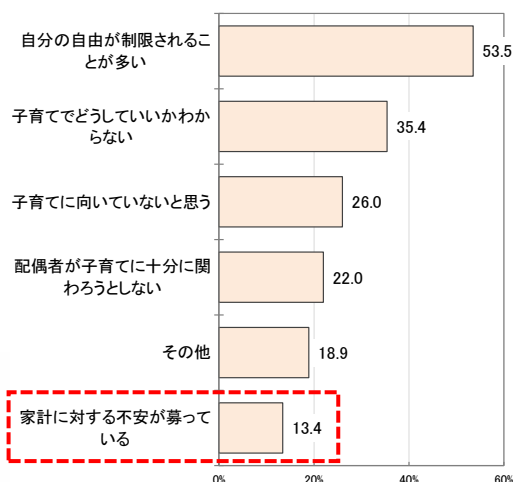


【経済状況別】



■ 強く叱ったり、つらくあたってしまう理由

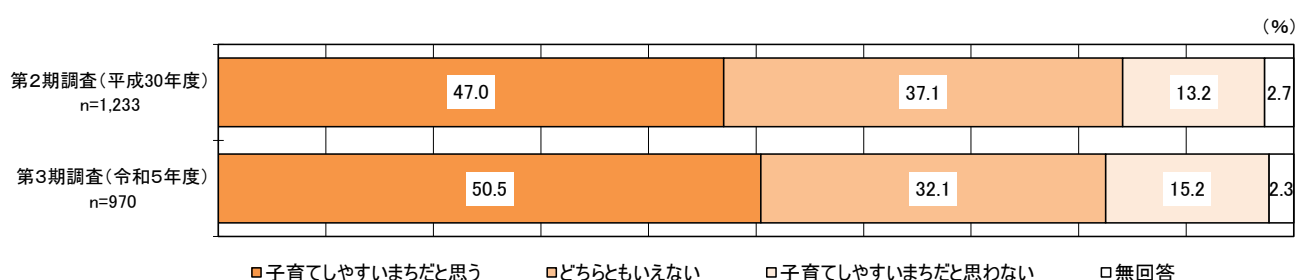
(MA) n=127



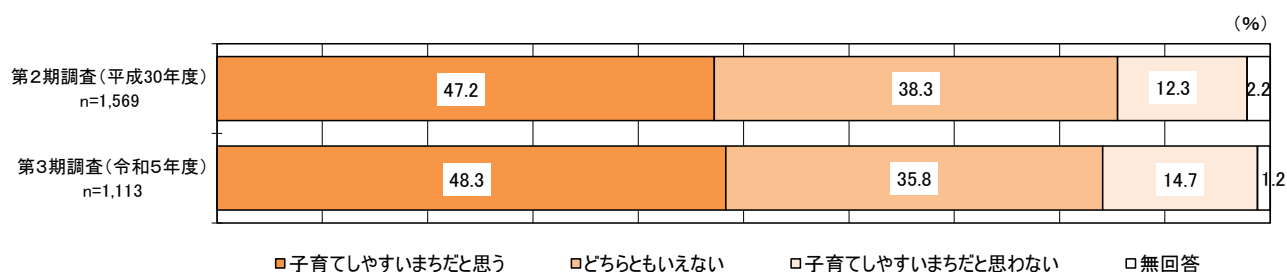
第5節 子育て環境に対する総合的な評価

- 「子育てしやすいまちだと思う」回答割合は、就学前児童保護者で50.5%と5年前と比べ3.5ポイント上昇。小学生保護者はほぼ横ばいとなっています。本市の子育て環境への総合的な評価が向上していることがうかがえます。

■就学前児童保護者が「子育てしやすいまちだと思う」割合 【経年比較】



■小学生保護者が「子育てしやすいまちだと思う」割合 【経年比較】



第6節 子どもの意見聴取の概要

小学生、中学生を対象に実施した、アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

■実施概要

- 調査対象者 : 令和6年9月現在、浅口市に住む小学生・中学生
- 対象数 : 小学生(4年生～6年生) 719人 中学生 827人
- 調査期間 : 令和6年9月27日～令和6年10月14日まで
- 調査方法 : 学校を通じた直接配布及び一部郵送による配布。回答はネットのみ。

■回収結果(全体)

	配布数	回収数	回収率
合計	1,546 件	693 件	44.8%

■回収結果(小学生・中学生)

	配布数	回収数	回収率
小学生	719	272	37.8%
中学生	827	420	50.8%

※学年をその他と答えた者を除く

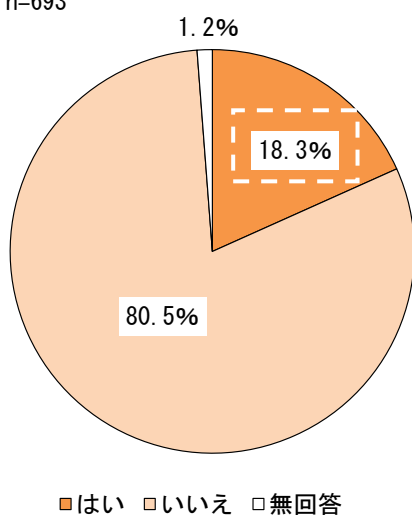
(2) 調査の結果 抜粋

① 現在の悩みについて

- 悩みの有無では18.3%が「はい」と回答しており、その内容は「勉強や進学のこと」が44.9%、「友だちのこと」が43.3%、「将来のこと」が32.3%となっています。
- 相談先は「家族」が70.0%で最も高くなっている一方で、「いない」も10.7%となっています。
- 気軽に相談できる人・場所づくりが求められます。

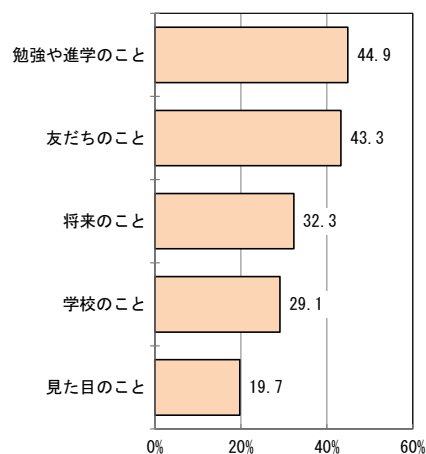
■ 現在、悩んでいることや困っていることがあるか

(SA) n=693



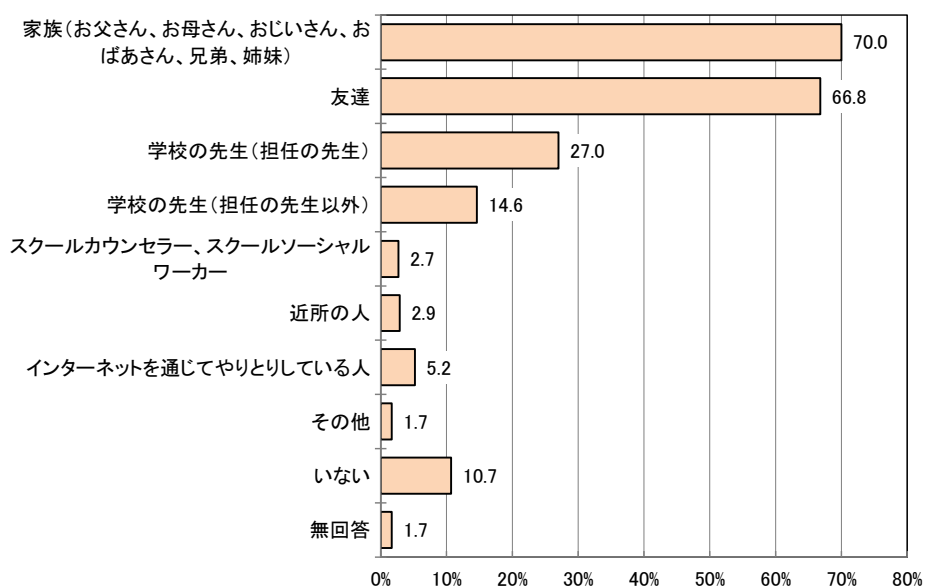
■ 悩み事の内容（上位5つ）

(MA) n=127



■ 悩み事の相談先

(MA) n=693

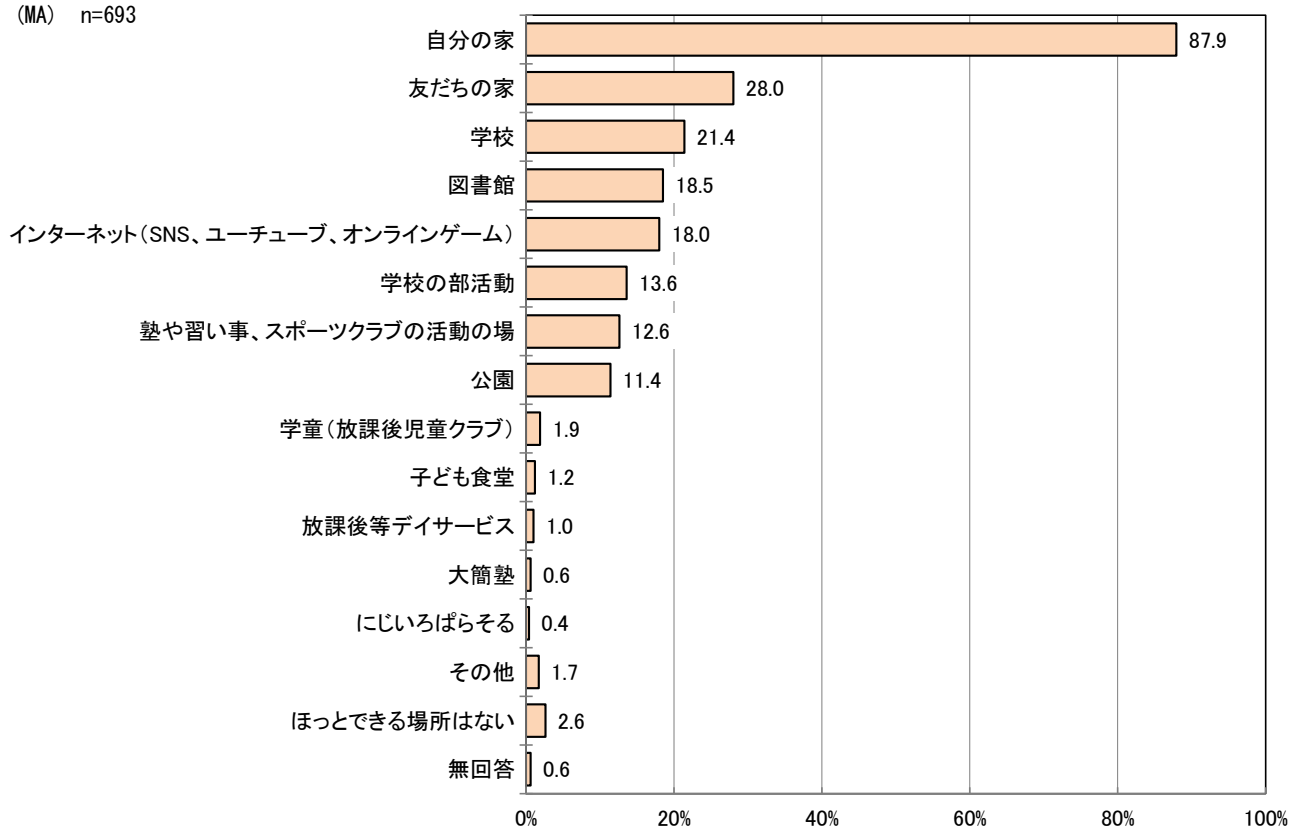


② 安心できる場所について

- ほっとできる場所や安心できる場所では、「自分の家」が 87.9%で最も高く、次いで「友だちの家」、「学校」と続いています。その他、「インターネット（SNS、ユーチューブ、オンラインゲーム）」も 18.0%と高くなっていることから、情報の取扱い・向き合い方を含めた、情報リテラシーの教育が求められます。

■ ほっとできる場所や安心できる場所

(MA) n=693

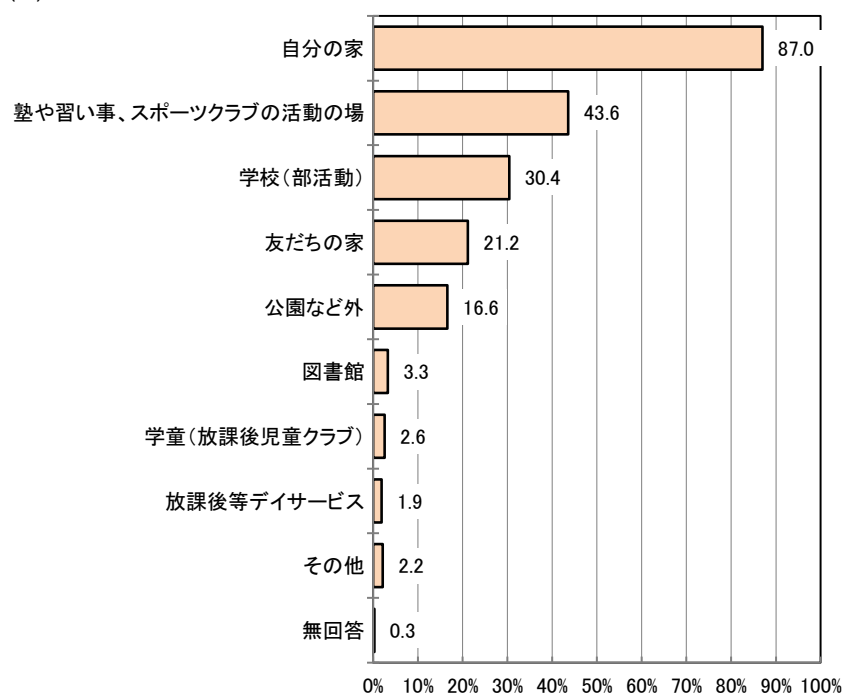


③ 放課後の過ごし方について

- 放課後の過ごし方では、「自分の家」が 87.0%で最も高く、次いで「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」が 43.6%となっています。
- 放課後を過ごす時に欲しい場所では、「遊びやすい公園（広い、スポーツができるなど）」が 56.6%で最も高くなっています。
- 放課後子ども教室や公民館の行事で参加したい取組みでは、「スポーツ」が 45.3%で最も高くなっています。
- 放課後の過ごし方について、公園や勉強できる場所などの場所づくりの検討や放課後子ども教室や公民館で参加したくなるような企画や取組みについての創意工夫が求められます。

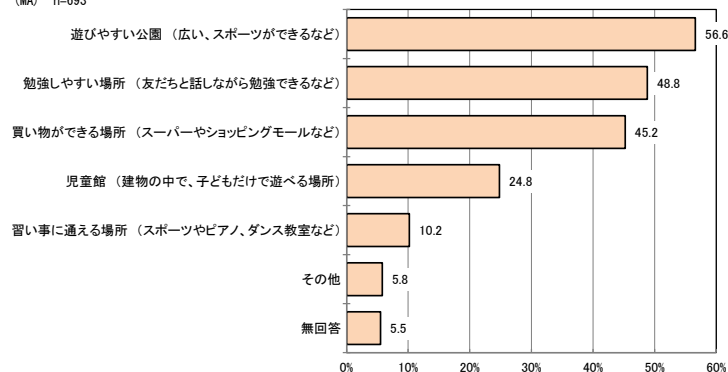
■ 放課後の過ごし方

(MA) n=693



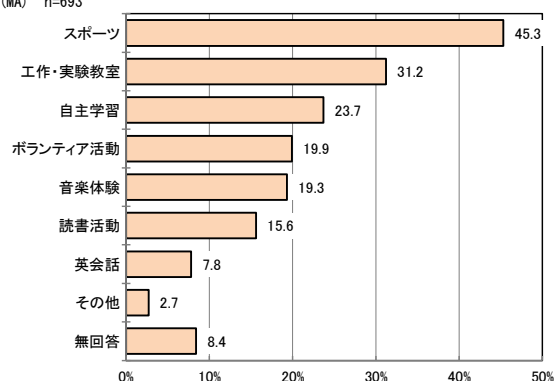
■ 放課後を過ごす時に、欲しい場所

(MA) n=693



■ 放課後子ども教室や公民館の行事で参加したい取組み

(MA) n=693

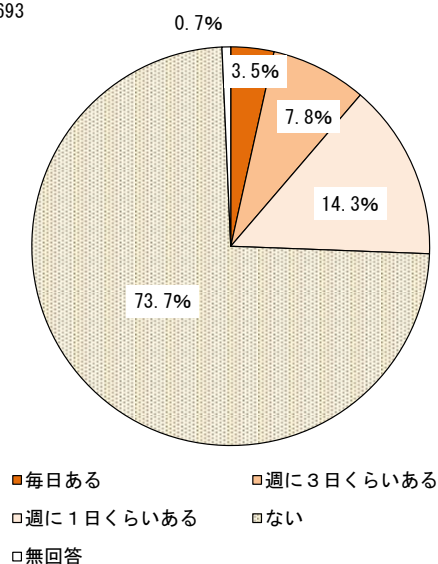


④ ヤングケアラーについて

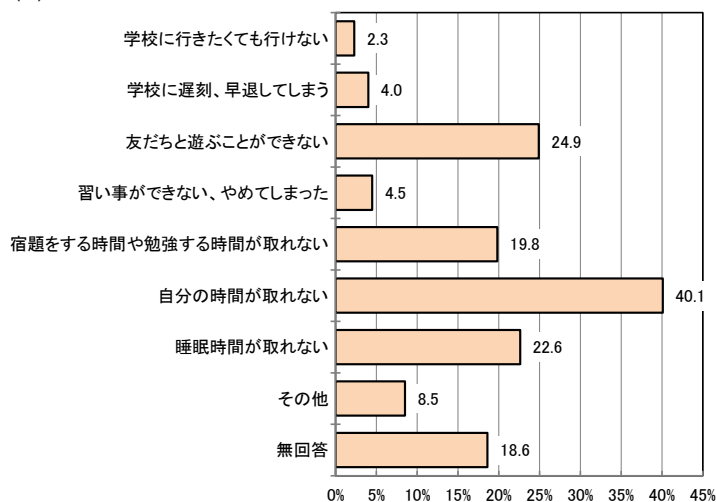
- 家族の世話をしている割合は「毎日ある」+「週3日くらい」の合計は11.3%となっています。
- 学校や周りの大人に助けて欲しいことや、手伝って欲しいことでは、「学校の勉強を教えて欲しい」が39.0%、「自分の今の様子について話を聞いて欲しい」が18.6%となっています。
- 家族の世話により、「学校に行きたくても行けない」が2.3%、「学校に遅刻、早退してしまう」が4.0%と学業に支障が出ている子どももいるため、ヤングケアラーの早期発見、支援方法を検討していく必要があります。

- 大人がするような家事や家族のお世話をすることで、自分が勉強したい、遊びたいと思ってもできなかったことあるか
- 大人がするような家事や家族のお世話をすることで、やりたいことやできないことがあるか

(SA) n=693

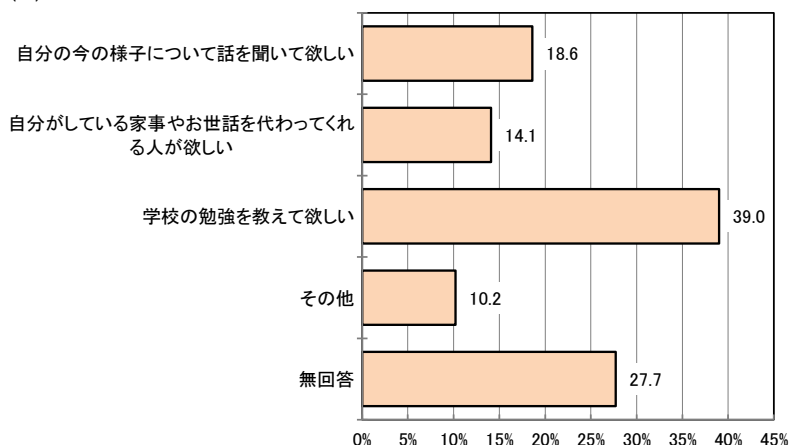


(MA) n=177



- 学校や周りの大人に助けて欲しいことや、手伝って欲しいことはあるか

(MA) n=177



第7節 課題のまとめ

(1) 子ども・子育てを取り巻く主な課題

子ども・子育てを取り巻く主な課題についてまとめています。

課題1 相談体制について

- 小学生、中学生アンケート調査では、悩みや困りごとを相談できる人の有無では、約1割が「いない」と回答していることから、悩みを誰にも相談できずにいる子どもがいることがうかがえます。
- ニーズ調査では、子育てや教育などについて、家族や専門機関などに相談したいと思ったことがあるかでは4割が「ある」と回答しており、子育ての不安を解消するための相談体制は重要なため、困りごとや悩みを気軽に相談できる人や場所づくりが求められます。

課題2 安心して出産・子育てができる支援の充実について

- 今後の人口推移について、子どもの人口は、ゆるやかに減少傾向が続くと予想されます。人口動態では、転出者数、死亡数が増加傾向であることから、本市の総人口や子どもの人口は減少していくことが予想されます。本市では、子どもの人口の変化を見据え、子ども・子育て支援サービスの一定の量を確保しながら、妊娠・出産から学童期までの子どもの健やかな成長、そして自立に向けた取組みを展開してきました。今後もニーズを把握し、質の向上に努め、継続的な取組みを進め、切れ目のない支援を提供していくことが重要です。
- アンケート調査結果では、今後力を入れるべき事項として、「仕事と子育ての両立支援」が高くなっています。親が働きながら子育てをするための企業の理解が重要となっています。また、親が主体的に子育てに向き合い、かかわっていくためには、雇用の安定や長時間労働の改善をはじめ、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、企業の働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する意識改革が重要です。

課題3 全ての子どもが健やかに育ち、自立できる環境について

- ニーズ調査では保育所（園）や学校以外での学びの場・機会の提供づくりのニーズは高くなっています。子どもの成長期において経験する発達段階に応じた学習や遊び、体験活動は、確かな学力、豊かなこころ、健やかな体といった生きる力を養うために重要であることから、行政、家庭、学校園、地域が連携し、多様な活動や他者との交流の機会を充実させる必要があります。

第3章

計画の基本構想

第1節 基本理念

(1) 基本理念

子どもたちの誕生や成長が社会全体から祝福され、全ての子どもが生まれてきたことへの喜びを全身で感じるとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心を持ち、親たちが地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「希望ある未来へ子どもとともに育つまち」を基本理念とし、その実現に向け計画を推進していきます。

■基本理念

希望ある未来へ 子どもとともに育つまち

(2) 計画の通称名

親しみの持てる計画とするため、通称名を設定します。「天文のまち」という本市の特長・個性を生かし、かつ「子どもが主役の計画」という意味を込めて、“子どもStar”という言葉を採用し、柔らかいフォントと星を取り入れたデザインとします。

■通称名

あさくち
子どもStarプラン

（３）PRのためのキャッチフレーズ・ロゴ

本市の子育て環境を、市内外に広くPRするためにキャッチフレーズを設定します。

キャッチフレーズには、本市の子育て環境を「子育てキラ星」と表現しています。また、「発見」には、“市内外の人に、本市の子育ての魅力を届けたい”との思いを込めています。

キャッチフレーズを使用したロゴも作成し、パンフレットや名刺などの各種媒体に掲載し、魅力PRに活用します。

■キャッチフレーズ、ロゴ



第2節 基本目標

以下の8項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

【方向性】



基本目標1

幼児期の教育・保育の充実

- 幼児期の教育・保育の提供体制の充実を図ります。
- 保育士等の人材確保を支援します。



基本目標2

地域における子育ての支援

- 子育て家庭の身近な相談の場や保護者同士の交流の場づくりを進めます。
- 支援サービスを必要とする人へ適切な情報提供を充実させます。



基本目標3

妊産婦・子どもに関する
切れ目のない保健対策の充実

- 妊産婦の健康確保に向けて、妊産婦健康診査の受診勧奨や産後間もない母親へのケアの充実に取り組みます。
- 乳幼児健康診査の実施等により、子どもの健康確保を図ります。



基本目標4

子どもの心身の健やかな成長に
資する教育環境の整備

- 薬物や飲酒等の防止に向けた保健教育や情報モラル教育を充実させ、子どもの健やかな育ちを促します。



基本目標5

子育てを支援する生活環境の整備

- 親子や児童・生徒が安心して外出、通学できる環境整備に取り組みます。



基本目標6

職業生活と家庭生活との両立の推進

- 仕事と子育ての両立がしやすい働き方の普及・理解促進に向けて、企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。



基本目標7

要保護児童等への対応など
きめ細かな取組みの推進

- 関係機関の連携を強化し、要保護児童等の早期発見、「要保護児童対策地域協議会」での情報共有や援助方針の検討、支援に取り組みます。



基本目標8

子どもの貧困対策の推進

- 貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境整備や教育の機会均等に向けて、学習支援や子ども食堂等の取組みを支援します。

第3節 施策体系

基本目標

基本目標1

幼児期の教育・保育の充実

基本目標2

地域における子育ての支援

基本目標3

妊産婦・子どもに関する
切れ目のない保健対策の充実

基本目標4

子どもの心身の健やかな成長に
資する教育環境の整備

基本目標5

子育てを支援する生活環境の整備

基本目標6

職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標7

要保護児童等への対応など
きめ細かな取組みの推進

基本目標8

子どもの貧困対策の推進

個別施策

① 幼児期の教育・保育の提供体制の充実

② 幼児期の教育・保育の質の向上

③ 地域における子育て支援サービスの充実

④ 保育サービスの充実

⑤ 相談支援と子育て支援のネットワークづくり

⑥ 「子育てキラ星」の情報発信と魅力 PR

⑦ 子どもや保護者の健康の確保

⑧ 食育の推進

⑨ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

⑩ 家庭や地域の教育力の向上

⑪ 安心して暮らせる生活環境の整備

⑫ 子どもの健全育成と居場所づくり

⑬ 職業生活と家庭生活との両立の推進

⑭ 児童虐待防止対策の充実

⑮ 障害児施策の充実等

⑯ ひとり親家庭等の自立支援

⑰ 子どもの貧困対策の推進

第4節 重点戦略

本計画で重点的に取り組む施策を明確にするため、「重点戦略」を設定します。

① 子どもや保護者などが安心して利用できる居場所づくりを推進します！

★ つどいの広場のびっ子

- イベントや子育てのサポート体制を充実させることで、子育ての不安感を緩和し、安心して利用できる施設運営を行います。
- 浅口市健康福祉センター1階低層棟改修後は、「つどいの広場のびっ子事業」を移転し、令和7年8月1日に開始する予定としています。移転後の「つどいの広場のびっ子事業」では、対象を就学前までの児童とその保護者に拡大し、年齢に応じたスペースを確保しつつ、引き続き常駐する子育て支援員が育児等の相談を行います。
- より多くの人に利用いただけるよう子育て応援メール等を活用した周知を積極的に行います。



② 保育士等の人材確保と、幼児期の教育・保育の質向上に取り組めます！

★ 保育士等の人材確保の取組み強化

- 就職相談会や養成校への広報等を通じて、保育士等の確保に努めます。
- 国や県の事業を活用しながら、保育士等の離職防止や働きやすい職場環境の整備を支援します。



★ 園職員のスキルアップ

- 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所の職員を対象とした研修を充実させます。
- 幼児教育アドバイザーによる指導・助言の取組みにより、職員の資質向上に努めます。特に新規採用職員に対する支援体制を強化します。

③ 子どもの健やかな成長のため、つながりを大切にした学校運営に取り組めます！

★ 小中一貫教育の推進

- 小・中学校の９年間を見通した学校教育目標(目指す子ども像)を設定し、系統的・継続的な学習指導、生徒指導により小中一貫教育を推進し、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を図ります。

★ コミュニティ・スクールの推進

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、学校・保護者・地域住民がどのような子どもを育てていくのか「目標やビジョン」を共有し、その実現に取り組めます。



第4章

子ども・子育ての施策

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

個別施策① 幼児期の教育・保育の提供体制の充実

<施策の方向性>

- 幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、保育士等の人材確保を支援します。
- 幼児教育・保育施設相互の情報交換や連携を促進し、幼児期の教育・保育の提供体制の充実を図ります。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
保育士等の就職相談会の来場者数	12 人	令和 5 年度	18 人	令和 11 年度
公立園長連絡会等の実施回数	1 回	令和 6 年度	3 回	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
1	幼児教育・保育の受け皿の確保	幼児教育・保育の利用ニーズに応じた受け皿の確保を行い、待機児童ゼロの実現に向けて提供体制を整えます。必要に応じて、各施設の利用定員の見直しを行うとともに、幼稚園の預かり保育を充実させ、利用しやすい環境を整備します。	保育未来課
2	保育士等の人材確保の取組み強化	保育士等の安定的な人材確保のため、私立保育所、認定こども園と連携し、保育士等の就職相談会や雇用に関する補助事業を実施します。また、私立園の保育支援者の配置に対しては、保育体制強化事業等の制度を活用するなど、保育士等の離職防止や働きやすい職場環境の整備を支援します。	保育未来課
3	園の連携体制強化	公立園長会を組織し、諸課題に向けた協議や情報交換等を行っています。私立園とも連携し、合同研修会や園長連絡会等を実施し、幼児教育・保育の提供体制の充実を図っています。今後も園の連携体制の強化に努めます。	保育未来課
4	施設整備事業の実施	安全・安心な教育・保育環境を整えるため、公立園の施設整備を行っています。今後は、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで、機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」を行います。合わせて、公立園の照明器具の LED 化を進めます。また、私立園に対しては、保育対策総合支援事業補助金制度を活用し、施設整備を支援します。	保育未来課

個別施策② 幼児期の教育・保育の質の向上

＜施策の方向性＞

- 幼稚園教諭や保育士等の技能・資質の向上のための研修を充実させるとともに、幼児教育アドバイザーが園を訪問し、幼児教育・保育施設への指導・助言の体制を強化します。
- 教育・保育内容の充実に向け、特長ある教育・保育の提供を推進し、各施設の魅力向上に取り組みます。

＜評価指標＞

指標名	現状		目標	
園職員研修（市主催）の延べ参加人数	185 人	令和 5 年度	200 人	令和 11 年度
新規採用職員等に対する幼児教育アドバイザーの訪問（指導・助言）	0 回	令和 6 年度	年 2 回	令和 8 年度

＜重点事業＞

No	事業名	内容	担当課
5	園職員の資質向上	保育技能や資質の向上のため、公開保育研修等の各種研修へ参加しやすい体制づくりに努めます。保育士等の確保で参加しやすい園の体制を整える一方で、対面研修を残しながらオンライン研修等の時間や場所に柔軟性のある研修方法も検討します。研修成果を広く共有することにより、全体的な資質の向上に努めます。	保育未来課
6	特別支援研修の充実	特別支援学校等の専門機関との連携のもと、支援が必要な子どもに対して、より良い手立てを行うための研修を、保育所、幼稚園、認定こども園の職員を対象に実施しています。参加者の学びの所属施設で研修成果の共有と、支援体制の強化を図ります。	保育未来課
7	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育・保育の専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置しています。要請訪問等の市内園への訪問機会を拡充し、保育現場の実態を踏まえた指導・助言等により、教育・保育の質の向上につながる取組みを推進します。	保育未来課
8	特長ある教育活動の推進	公立園において、幼児期から英語感覚を養うための外国語指導助手（ALT）による外国語活動や運動遊び、リトミック等を実施しています。好事例や先進事例の情報収集に努め、特長ある教育活動を推進します。	保育未来課
9	幼小接続の推進	幼児期における教育が小学校における教育へ円滑に移行できるよう実践している幼小接続カリキュラム「浅口市園小架け橋カリキュラム」をさらに見直し、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとしてカリキュラム開発を進めて、市内園と小学校との連携を強化します。	保育未来課

基本目標 2 地域における子育ての支援

個別施策③ 地域における子育て支援サービスの充実

<施策の方向性>

- 子育て家庭の身近な相談の場や保護者同士の交流の場となるよう、地域子育て支援センターの利用促進を図ります。
- 支援サービスを必要とする人へ適切な情報提供が行えるよう、利用者支援事業に取り組みます。
- 就労世帯の児童に放課後の適切な遊びや生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営支援に継続して取り組みます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
つどいの広場（地域子育て支援拠点）の延べ利用者数	8,518 人	令和 5 年度	12,000 人	令和 11 年度
公立園における園庭開放の延べ実施回数	67 回	令和 5 年度	72 回	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
10	利用者支援事業（基本型）	子どもや保護者等が、子ども・子育て支援サービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談対応及び情報提供を実施することで利用者の支援を行います。	保育未来課
11	利用者支援事業（こども家庭センター型）	妊婦や子ども、その家族が安心して生活できるよう「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行っています。こども家庭センターの設置は令和 9 年度を予定しています。	健康こども福祉課
12	地域子育て支援拠点事業	概ね 3 歳までの子どもとその保護者の交流を図るための拠点を市内 2 箇所で開催しています。常駐する支援員（保育士等）が育児相談なども行っています。支援員の資質向上やイベントの充実等により居心地の良い環境づくりに努めます。	健康こども福祉課 保育未来課
13	子育て短期支援事業	保護者が病気、疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童を養育・保護する事業で、児童養護施設と利用についての調整を行います。	保育未来課 健康こども福祉課
14	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者と育児の応援をしたい人が会員として登録し、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、笠岡市ファミリー・サポート・センターを利用することができます。広報紙への掲載やチラシの配布等で提供会員の拡大に努めます。	保育未来課

No	事業名	内容	担当課
15	放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に生活の場を提供する事業で、7小学校区ごとに自主運営方式で実施しています。待機児童の解消に向けて計画的な施設整備を行うとともに、運営支援を継続し、事業の充実を図ります。	保育未来課
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍する子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具などの物品の購入費用の一部を助成する事業です。認知度を高めるためホームページやガイドブック等で制度の周知を図ります。	保育未来課
17	園庭開放の充実	未就園児を対象に、地域における子育て支援の一環として、市内の保育所、幼稚園、認定こども園で定期的実施しています。より多くの人に参加してもらえるよう実施内容を適宜見直すとともに、子育て通信等で積極的に周知します。	保育未来課

個別施策④ 保育サービスの充実

<施策の方向性>

- 延長保育や病後児保育等、保護者の様々なニーズに対応するサービスを継続して実施します。
- 家庭の状況に対応した保育の提供体制を整えるため、幼稚園における一時預かり事業の充実を図ります。
- 子育て家庭の保育料負担の軽減に向けて、「幼児教育・保育の無償化」に伴う円滑な給付の実施やその他の軽減策を実施します。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
幼稚園における一時預かり事業	実施	令和 6 年度	継続実施	令和 11 年度
第 3 子以降の幼児教育・保育の無償化、副食費の免除	実施	令和 6 年度	継続実施	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
18	小規模保育事業	少人数（定員 6 人～19 人）を対象に、きめ細やかな保育を行う事業で、令和 4 年に 2 園が開園しました。引き続き民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。	保育未来課
19	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業で、市内での実施はありません。民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。	保育未来課

No	事業名	内容	担当課
20	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細やかな保育を行う事業で、市内での実施はありません。民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。	保育未来課
21	延長保育事業	保育所、認定こども園に在籍する2・3号認定児を対象に、保護者の就労時間等の事情により、通常の利用時間を延長して保育を行うもので、市内全ての保育所、認定こども園で実施しています。	保育未来課
22	一時預かり事業（幼稚園型・一般型）	就労等により保育の必要性のある幼稚園、認定こども園の在園児や保護者の事情（育児疲れ、通院など）で保育が必要となった乳幼児を一時的に保育する事業です。事業を休止している園に対して再開の働きかけを行うとともに、実施体制の見直しを行います。	保育未来課
23	病児・病後児保育事業	病児・病後児を、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育する事業です。病児保育は、県内25市町村との協定による相互利用により、病後児保育は、市内私立保育所1箇所を実施しています。制度について、広報紙やHP等でより多くの人に認知してもらえるよう努めます。	保育未来課
24	休日保育	保護者の就労形態の多様化に合わせて、日曜日、国民の祝日等に保育を必要とする児童に対する保育を行う事業で、市内での実施は令和5年9月以降できていません。事業の再開に向けて取り組みます。また、近隣市町との広域連携について、実施に向けて研究していきます。	保育未来課
25	保育料等の軽減	幼児教育・保育の無償化に伴う円滑な給付を行います。子どもを産み育てやすい環境づくりのために、市が独自に行っている第3子以降の幼児教育・保育の無償化及び副食費の免除を継続して実施します。	保育未来課
26	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	生後6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、教育・保育施設等で、国が定めた月一定時間まで就労要件を問わず、利用できる新たな通園制度を令和8年度からを目途に実施します。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備します。	保育未来課

個別施策⑤ 相談支援と子育て支援のネットワークづくり

<施策の方向性>

- 家庭児童相談員や発達障害者支援コーディネーター、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を持った相談員を配置・派遣し、家庭や子どもの悩み・不安の解消や必要な支援へのつながを行います。
- 親子クラブや地域での見守り活動等、保護者同士の交流や地域との交流の促進を図り、保護者の育児不安の解消に取り組みます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
教育相談の実施回数	月 4 回	令和 6 年度	月 4 回 (継続実施)	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
27	家庭児童相談	家庭児童相談員が、家庭での子育ての悩みについての相談に応じ、専門的立場から助言などを行っています。相談内容は専門的で困難事例が多いため、相談員の人材確保や専門性を高める研修、過重な負担がかからないようなフォロー体制づくりなどに努めます。児童虐待、不登校等に対し、関係機関と連携し、早期解決につながるよう対応します。	健康こども福祉課
28	教育相談	子どもの健全な育成のために、臨床心理士が相談に応じる教育相談を実施しています。健康福祉センター・金光公民館・ふれあい交流館「サンパレア」の3箇所で実施しており、必要に応じて継続的な利用を促進します。	学校教育課
29	子育て相談	子育てコンシェルジュが、子育てや子どもの発達、就園・就学に関する悩みなどの相談に応じています。子育て中の保護者が無理なく気楽に相談できる環境を整え、保護者が知りたい情報の発信方法等について検討します。	保育未来課
30	親子クラブの育成・支援	市内の未就学児とその保護者の交流や親睦のための組織で、現在、つくし会とひよこ会の2つのクラブが活動を行っています。クラブの円滑な運営のため継続して支援するとともに、親子クラブの周知に努めて会員の拡充を図ります。	健康こども福祉課
31	地域における見守り活動などの充実	民生委員・児童委員が、子育て家庭への見守りや声掛け等を行い、地域全体で子どもと子育て家庭を見守る体制づくりに努めています。児童虐待等の社会問題に対応するため、定期的な情報交換の実施や見守り体制の充実を図ります。	社会福祉課
32	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や問題行動等に対応していくため、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーや、関係機関との連携強化のためのスクールソーシャルワーカーを各小中学校へ配置し、支援体制の充実を図ります。	学校教育課

No	事業名	内容	担当課
33	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	健康こども 福祉課
34	親子関係形成支援事業	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。	健康こども 福祉課
35	ヤングケアラーへの支援対策	相談員による相談業務及び学校等関係機関からの情報提供によりヤングケアラーの支援を行います。	健康こども 福祉課 学校教育課

個別施策⑥ 「子育てキラ星」の情報発信と魅力PR

<施策の方向性>

- 紙媒体やウェブ媒体といった様々なツールを活用するとともに、メールマガジンの配信や支援情報コーナーの設置等、情報を届ける方法についても工夫をし、子育て支援に関する情報発信の充実に取り組みます。
- 本市の子育て環境の魅力を効果的にPRし、本市への移住や定住促進につなげます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
子育て応援サイトトップページのアクセス数	4,395 アクセス	令和5年度	5,000 アクセス	令和11年度
子育て応援メール登録者数	960 人	令和6年5月	1,500 人	令和11年度末

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
36	子育てガイドブック・子育て通信の発行	子育てサービスや相談窓口等を幅広くまとめた子育てガイドブックを毎年発行しています。また、未就園の親子向けの情報をまとめた子育て通信を年5回発行しています。内容の充実を図るとともに、紙媒体以外での媒体でも発信するなど、子育てに関する情報のさらなる周知に向けた取組みを進めます。	保育未来課
37	子育て応援サイトの充実	市のホームページ内に子育て応援サイトを開設し、子育ての支援制度や関連施設、相談窓口など、子育てに関する情報を掲載しています。掲載内容を充実させるとともに、情報をわかりやすく整理し、閲覧しやすいサイトづくりに努めます。	保育未来課
38	子育て応援メールマガジンの配信	子育て情報のメール配信サービス希望者を対象に、子ども向けのイベントや子育てに関する情報を毎週水曜日にメールマガジンとして配信しています。情報をより広く発信するため、メール内容を防災行政アプリやLINEなど様々なツールで配信することを検討します。	秘書政策課
39	子育て支援情報コーナーの開設	公民館など市内5箇所に子育て支援情報コーナーを開設し、子育てに関する様々な情報提供を行っています。各種パンフレットやイベントチラシなどを設置し、子育てに関する情報を気軽に入手できる場所として活用いただけるよう努めます。	保育未来課
40	子育て世帯の移住・定住のための情報発信	本市の子育ての魅力や居住環境の良さを市内外にPRするための移住・定住ポータルサイトを開設し、情報発信を行っています。掲載情報の充実を図るとともに、移住フェアや東京・大阪の県拠点等を通じて都市部で移住に興味がある方にPRを行って子育て世帯の移住・定住につながるよう努めます。	地域創造課

基本目標3 妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実

個別施策⑦ 子どもや保護者の健康の確保

<施策の方向性>

- 妊産婦の健康確保に向けて、妊産婦健康診査の受診勧奨に取り組むとともに、産後間もない母親へのケアの充実に取り組みます。
- 子どもの福祉の面から、保護者の妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な問題の実情を把握して必要な支援の提供につなげるための拠点「こども家庭センター」を令和9年度までに設置します。
- 乳幼児健康診査や予防接種の実施等により、子どもの健康確保を図ります。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
産後ケアの利用施設数	5箇所	令和5年度	8箇所	令和11年度
こども家庭センターの設置	未設置	令和6年度	設置	令和9年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
41	妊産婦健康診査	安全に出産を迎えることができるための経済支援として、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査等の公費助成をする健診依頼票（母子保健ガイド）を交付しています。母親と子どもの健康維持のため、妊娠期から産後まで継続して実施します。	健康こども福祉課
42	産後ケア事業	市が委託契約する助産院において、産婦（産後1年未満）の心身の健康管理や育児相談などを行っています。宿泊型、通所型（日帰り）、母乳ケア型があり、利用料の一部を補助しています。より利用しやすい事業になるようニーズ調査を行い、対象者や委託先などに関して検討していきます。	健康こども福祉課
43	妊婦等包括相談支援事業	保健師や助産師が、妊婦やその配偶者等に対して、妊娠届出時、妊娠8か月時、出産時に面談等により、安心して出産・子育てができるよう、情報提供や相談を行います。	健康こども福祉課
44	健康診査の実施	乳幼児の健全な成長と保護者の育児を支援するため、月齢・年齢に応じた健康診査、育児相談等を行っています。親子の状態を把握するとともに、適切な支援に結び付くよう体制の構築を含めて健診のあり方を検討していきます。	健康こども福祉課
45	予防接種の実施	感染症の予防及び罹患したときの重症化予防のため、法定の定期予防接種の費用を負担します。個人の予防だけでなく社会的に感染症の蔓延を防ぐためにも重要であることから、継続して実施します。	健康こども福祉課

No	事業名	内容	担当課
46	思春期の健康づくり教室の充実	思春期における保健対策の一環として、浅口市愛育委員会より市内の公立中学校における思春期講演会への補助を行います。	健康こども福祉課
47	こども家庭センター事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するためのワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを令和 2 年度から設けました。子育て世代包括支援センターが有してきた機能を引き続き生かしながら、子どもの福祉に関する実情の把握や相談対応、関係機関との連絡調整などを一体的に行うための拠点「こども家庭センター」を令和 9 年度までに設置します。	健康こども福祉課
48	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。令和 7 年度より、妊婦等包括相談支援事業と兼ねて行います。	健康こども福祉課
49	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康こども福祉課
50	浅口ママ・パパ応援給付金事業	妊婦健診や出産時にかかる交通費、出産育児関連用品の購入費助成などの経済的支援を目的として、国の施策である「妊婦のための支援給付事業」の給付金に、浅口市独自として妊婦の認定後に 2 万円、妊娠しているお子さんの数 1 人につき 3 万円を上乗せし、支給します。	健康こども福祉課

個別施策⑧ 食育の推進

<施策の方向性>

- マタニティクラスや乳幼児健康診査、各種教室等、様々な機会を活用して食育についての知識の提供や指導を行います。
- 学校における食育を推進するため、栄養教諭等の活用を図ります。

<評価指標>

指標名	現状	目標
栄養教諭等による食育指導回数	小・中学校全学級 2回/年 公立幼稚園・認定こども園（保育園除く） 1回/年 令和5年度	小・中学校全学級 2回/年 公立保育所・幼稚園・認定こども園 1回/年 令和11年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
51	乳幼児期における食育の推進	発達段階に応じた食の正しい知識と習慣の取得のため、乳幼児健診時に管理栄養士が個別及び集団の指導を行っています。食習慣は成人期・老年期における健康にも大きく影響するため、管理栄養士が食生活の相談に気軽に応じることができる点を周知し、継続して実施します。	健康こども福祉課
52	園における食育の推進	保育所、幼稚園、認定こども園において、食に関する興味・関心を高めるため、栽培、収穫、調理、食育遊び等を行っています。保護者には、食育だより等により、食に関する情報提供を行います。	保育未来課
53	栄養教諭等による食育指導の推進	小中学校や幼稚園等において、栄養や食事の摂り方等について、正しい知識に基づいた食生活や望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭等による指導を行っています。食育の担当者が情報交換できる機会を設け、健全な食生活のための食育の推進に取り組みます。	学校教育課・保育未来課
54	小学生の料理教室の開催	子ども体験活動教室において、栄養改善委員が指導者となり、郷土料理や地域の特産品等を使った料理教室を実施しています。引き続き、地域の食文化への興味喚起や栄養バランスの取れた食生活の習慣づけを働きかけます。	ひとづくり推進課

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

個別施策⑨ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

<施策の方向性>

- 薬物や飲酒等の防止に向けた保健教育や、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を啓発・指導する情報モラル教育等を実施し、子どもの健やかな育ちを促します。
- 登校支援員・別室支援員を配置し、登校しにくくなっている生徒への支援を行います。
- コミュニティ・スクールの推進により、地域の知見や協力を得ながら学校運営を行うとともに、小中一貫教育により、特色ある浅口市らしい教育の実現に取り組みます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
熟議の会を年1回以上行う学校数（学校単位）	3校/10校	令和5年度	9校/9校※	令和11年度
中学校教員の小学校への乗り入れ授業を行っている小学校数	2校/7校	令和5年度	6校/6校※	令和11年度

※寄島小・中は令和7年度より義務教育学校となり、一つの学校となる。

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
55	保健教育の充実	健康情報や性、薬物等の情報を正しく選択し、適切な対応ができるよう教育を行っています。専門家や関係機関と連携しながら、効果的な支援につながるよう継続して取り組みます。	学校教育課
56	保育教育の推進	小学校生活科や小中学校の総合的な学習の時間、中学校家庭科において、保育所、幼稚園、認定こども園との交流が年々、充実してきています。また、教職員と園職員が気兼ねなく要望等が伝えられるよう、互いにかかわりを持つ機会を増やしていきます。	学校教育課
57	子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	一人ひとりの「わかった」「できた」のために、授業・家庭学習・定着状況把握・補充学習のサイクルを大切に学力向上の取組みを推進します。家庭学習における一人一台端末の活用を引き続き研究していきます、個に応じた支援を行っています。	学校教育課
58	長期欠席・不登校対策支援員の配置	登校支援員・自立応援室支援員を配置し、不登校傾向にある児童生徒への登校支援や自立応援室での学習等の支援を行っています。学校や福祉部局等の関係機関と連携しながら、各校で適切な支援が行えるよう、継続して指導・助言を行います。	学校教育課

No	事業名	内容	担当課
59	デジタルシティズンシップ教育の推進	子どもたちが、スマートフォンやパソコン等のデジタル技術を正しく活用できる能力を養うための教育を行います。児童生徒だけでなく、保護者を巻き込んだ取り組みにつなげていけるよう努めます。	学校教育課
60	防犯教室の充実	子どもたちが犯罪に巻き込まれないために、危険予知能力や危険回避能力が身に付けられるよう、警察等関係機関と連携しながら定期的に防犯教室に取り組んでいます。	学校教育課
61	コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会制度を導入し、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有して学校運営を行う地域とともにある学校づくりを推進しています。情報共有や研修機会の確保などにより、推進体制を強化します。	学校教育課
62	小中一貫教育の推進	小・中学校9年間を通じた教育課程を編成し、学校・家庭・地域が一体となった系統的な教育の充実に努めます。教育の在り方について研究を進め、教育環境等の整備に取り組みます。	学校教育課

■小中一貫教育のイメージ



■小中一貫教育の4つの方針

1 小・中学校9年間を見通した学校教育目標(目指す子ども像)を、小・中学校間で共有し、目標の達成を目指します。

2 9年間の連続した教育課程(カリキュラム)を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視して実践します。

[縦のつながり]

3 子どもたちがともに学び合う場を設定したり、小・中学校の教職員が協働して教育活動に取り組んだりすることを通して、教育効果を高めます。

4 コミュニティ・スクールとしての活動を活性化させ、学校・家庭・地域が協働することにより、地域ぐるみで子どもを育てます。

[横のつながり]

個別施策⑩ 家庭や地域の教育力の向上

<施策の方向性>

- 地域ボランティアの協力・協働により、子どもに体験学習の機会を提供する放課後子ども教室の実施や学校運営・学校の環境整備、読書活動の推進に取り組みます。
- 保護者を対象とした講座を開催し、家庭の教育力向上を図ります。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
放課後子ども教室の開催回数	11 回	令和 5 年度	24 回	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
63	放課後子ども教室	放課後の子どもの居場所づくりを目的に地域コーディネーターとの連携により、様々な体験活動を実施しています。市内全小学校での取組みを推進するとともに、引き続き、放課後児童クラブ及び学校側との連携を強化し、子ども達に必要な体験活動を行います。	ひとづくり 推進課
64	週末子ども体験活動教室	豊かな人間性や自ら学び考える力などの「生きる力」の育成を図るため、地域ボランティアの協力を得て、週末の時間を利用して、各公民館において、様々な体験活動を実施しています。	ひとづくり 推進課
65	地域学校協働本部事業	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して「学校を核とした地域づくり」を目指すため、様々な活動を実施しています。	ひとづくり 推進課
66	家庭教育支援事業	小学校で新 1 年生保護者を対象にした「親力アップ！子育ていきいき塾」を実施しています。また、親子対象の家庭教育学級を実施し、家族の絆を深め、地域交流の場づくりを推進していきます。	ひとづくり 推進課
67	子どもの読書活動の推進	読書活動は、子どもの成長に欠くことのできないものであり、発達段階に応じた子どもの読書環境整備を進めています。また、読み聞かせボランティア団体による合同研修を実施し、技術の向上と共通理解に努めています。	ひとづくり 推進課
68	環境学習の推進	夏休み期間中に、親子で環境関連施設を見学できる「こどもエコツアー」を実施しています。また、家庭ごみ収集委託業者と連携した環境学習を実施し、ごみに関する知識の習得と、ごみの分別等に対する意識啓発を行っています。	環境課

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

個別施策⑪ 安心して暮らせる生活環境の整備

<施策の方向性>

- 公園の安全性の確保や維持・管理のほか、利用しやすい公園づくりや子育て支援につながる公園の活用に取り組みます。
- 親子や児童・生徒が安心して外出、通学できる環境整備に取り組みます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
赤ちゃんの駅の設置箇所数	32 箇所	令和 5 年度末	34 箇所	令和 11 年度末

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
69	公園などの子どもの遊び場の整備	身近なコミュニティ広場の整備支援や大型遊具のある総合公園、ロケット広場、夏に水遊びができるジャブジャブ池等の環境整備を行っています。既存施設の活用により、子どもの遊び場確保に努めます。	保育未来課 ひとづくり推進課 建設業務課 地域創造課
70	市営住宅の維持・活用	良好な生活環境維持のため老朽箇所や破損箇所の修繕を行います。また、市営住宅入居の抽選の際に、ひとり親世帯や障害者世帯などは当選率を優遇しています。	建設業務課
71	赤ちゃんの駅の設置	安心して子育てできる環境づくりのため、乳幼児を連れて外出した際におむつ交換や授乳ができるスペースを赤ちゃんの駅として登録しています。より利用しやすい環境づくりを目指すとともに、登録の拡大に取り組みます。	保育未来課
72	通学路の安全確保	各学校（PTA）から通学路における危険箇所の報告を受け、交通安全プログラムのもと、学校・道路管理者・警察・各担当部署と合同点検を実施し、対策や改善等を行っています。引き続き、危険箇所の改善対策を推進します。	学校教育課
73	交通安全教育の充実	子どもたちが交通ルールやマナーを正しく身に付けることができるよう、警察や交通指導員等と連携しながら交通安全教育に取り組んでいます。実施内容や時期等を工夫し、充実を図ります。	学校教育課 くらし安全課
74	防犯パトロール等の実施	青色防犯パトロールを週 2 回程度、児童の下校時間に実施しています。青色防犯パトロール講習会を継続実施するとともに、PTA や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロールの活動の推進に取り組みます。	くらし安全課

個別施策⑫ 子どもの健全育成と居場所づくり

＜施策の方向性＞

- 青少年育成センターによる指導や啓発活動を推進し、子どもの健全育成を図ります。
- スポーツ少年団の育成支援を通じて、子どものスポーツ活動を促進します。
- 浅口市の持つ「天文のまち」としての資源・イメージを活用した活動や居場所づくりに取り組みます。

＜評価指標＞

指標名	現状		目標	
スポーツ少年団の加入率 (小学 1～6 年生)	25.0%	令和 6 年 8 月	28.0%	令和 12 年 3 月
こども天文クラブの活動への 延べ参加人数	70 人	令和 5 年度	90 人	令和 11 年度

＜重点事業＞

No	事業名	内容	担当課
75	青少年育成センター事業	「補導活動」「相談活動」「環境浄化活動」「広報啓発」の 4 本柱を軸に、平日の地域見守りパトロール、街頭キャンペーン、育成だよりの発行等により、青少年を取り巻く社会環境に対応したきめ細かな活動を実施しています。	ひとづくり推進課
76	不登校対策事業	「大簡塾（適応指導教室）」において、学校に行きづらい児童・生徒一人ひとりの実態に合わせた学習支援を行い、学校復帰を目指しています。安心して通える場所づくりに努め、学校と連携して継続的な支援を行います。	学校教育課
77	歴史公園活用事業	かもがた町家公園にて小学生を対象とした昔体験「町家塾」を開催し、子どもの健全育成を図っています。指導者の後継育成に努めるとともに、事業内容の充実を図ります。	ひとづくり推進課
78	スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて健全な身体と心を育むことを目的とし、市内外の小学生を中心に、スポーツ少年団が活動しており、新規入団者数を増やして団体の育成と支援を行います。また、活動を通じて社会性が習得されるよう、指導者の育成等に努めます。	ひとづくり推進課
79	こども天文クラブの活動推進	小学生を対象に、天文や望遠鏡の使い方など、天文学の基礎知識を楽しく学べる「こども天文クラブ」の活動を行っています。天文についての関心が高まるよう活動内容を工夫するとともに、郷土愛の育成につながる取組みを推進します。	ひとづくり推進課
80	「天文のまちあさくち」推進事業	天文に関する各種イベントや国立天文台 188cm 望遠鏡での観望会など、「天文のまちあさくち」ならではの特色ある取組みを実施しています。引き続き、国立天文台や京都大学と連携し、子どもも参加できる魅力ある取組みを行います。	ひとづくり推進課
81	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行います。	健康こども福祉課

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

個別施策⑬ 職業生活と家庭生活との両立の推進

<施策の方向性>

- 仕事と子育ての両立がしやすい働き方の普及・理解促進に向けて、企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。
- 就労を希望する保護者への支援に取り組みます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
おかやま子育て応援宣言企業・事業所数	10 社	令和 5 年度末	12 社	令和 11 年度末

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
82	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発活動の実施	仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、情報提供を行っています。育児休業制度の周知を図るなど、関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。	市民課
83	企業・事業所における子育て支援の推進	くるみんマークやおかやま子育て応援宣言企業ロゴマークなどの周知を図り、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業・事業所の情報提供を行うなど、子育てしやすい職場環境づくりの促進に努めます。	市民課
84	子育て世帯に対する就労支援	子育て世帯の定住促進や就労支援のため、就職・職業相談、求人情報の提供、履歴書の書き方指導などを行う出張相談所の開設や女性相談会を開催しています。また、関係機関と連携して、出産・育児後の再就職を支援します。	市民課

基本目標 7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組みの推進

個別施策⑭ 児童虐待防止対策の充実

<施策の方向性>

- 関係機関の連携を強化し、要保護児童等の早期発見、「要保護児童対策地域協議会」での情報共有や援助方針の検討、支援に取り組みます。
- 子どもの福祉に関する支援のため、虐待に関する情報収集や保護者への相談対応、関係機関との調整を担う「こども家庭センター」を設置し、支援体制の強化を図ります。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
子ども家庭総合支援拠点の設置	設置後に廃止	令和 5 年度末	こども家庭センターの設置	令和 9 年度

※廃止後も機能は維持しており、その機能はこども家庭センターが担うことになります。

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
85	要保護児童対策地域協議会の充実	通報や乳幼児健診等で要保護児童等を早期発見し、適切な保護を行うため、ケース検討会議や実務者会議で援助方針を協議します。また、代表者会議では、状況報告、困難事例の意見交換とあわせて、関係機関との連携強化に努めます。	健康こども福祉課
86	要保護児童等の見守り活動の充実	要保護児童等が在籍する学校・園に見守りを依頼し、毎月「近況連絡票」により、子どもの状況を把握しています。また、定期的な見守りに漏れがないよう、家庭児童相談員や担当者が、必要に応じて現場に出向き、子どもの様子の確認や情報収集を行います。	健康こども福祉課
87	こども家庭センター事業（再掲）	子どもの福祉に関する支援体制を充実させるため、実情の把握や相談対応、関係機関との連絡調整などを一体的に行うための拠点として、令和 9 年度までに「こども家庭センター」を設置します。	健康こども福祉課

個別施策⑮ 障害児施策の充実等

<施策の方向性>

- 乳幼児健診等の様々な機会の活用や発達障害者支援コーディネーターの配置により、障害の早期発見と早期療育に向けた支援を行います。
- 発達が気になる子どもとその保護者の居場所づくりを進めます。
- 発達障害等の特別な支援の必要な子どもに対する適切な支援に向けて、幼稚園教諭や保育士、教員、支援者等の資質の向上に取り組みます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
にじいろばらそるの開設日数	週 1 回	令和 6 年度	週 1 回 (継続実施)	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
88	発達障害者支援コーディネーターの配置	子どもの発達や障害等に不安や悩みのある保護者の相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行います。子どもから大人までの各段階に合わせて切れ目のない支援ができるよう、発達障害者支援コーディネーターを配置し、体制づくりに努めます。	健康こども福祉課
89	発達障害のある子どもとその保護者への支援	発達が気になる子どもとその保護者が安心して過ごせ、不安や悩みを相談できる場所として「にじいろばらそる」を開所しています。子どもから大人までの各段階に合わせて切れ目のない支援ができるよう人材確保に努めるとともに、子育てに不安や悩みを持つ保護者を対象に支援活動を行います。	健康こども福祉課
90	要観察児教室の充実	成長や発達に不安のある子どもとその保護者が、集団遊び等を通じて子の成長・発達を促し、育児相談できる場として「ももっこ教室」を開催しています。発達障害者支援コーディネーターを配置し、継続して育児不安への対応を行います。	健康こども福祉課
91	特別支援教育支援委員会の充実	児童生徒の詳細な情報を共有し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいます。引き続き、関係機関との連携推進に努め、個別の指導・支援体制の充実を図ります。	学校教育課
92	特別支援教育の充実	教職員の特別支援教育のスキルアップに向けて、効果的な研修を実施し、指導力向上に努めています。専門性を有する講師を招聘するなど研修内容の工夫を行い、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
93	障害児支援のための保育体制の充実	発達に課題がある子どもや障害のある子ども一人ひとりに応じた支援を行うため、公立保育所、幼稚園、認定こども園に生活支援員を配置しています。また、私立保育所、認定こども園が発達障害のある子どもを受け入れた際の人員加配に対する支援を継続します。	保育未来課

個別施策⑯ ひとり親家庭等の自立支援

<施策の方向性>

- 母子・父子自立支援員を配置し、相談対応と必要な支援につなげます。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
児童扶養手当受給者 (延月人数)	2,393 人	令和 5 年度	1,990 人	令和 11 年度



<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
94	ひとり親家庭等に対する支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に向け、仕事、経済面、子育てなどの相談に応じ、助言や情報提供を行います。また、離婚相相談や養育費・面会交流の相談にも応じます。	健康こども福祉課
95	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭に対し、適正な支給を継続します。また、支給申請等により、支援の必要な対象者を把握し、様々な支援につなげます。	健康こども福祉課

基本目標 8 子どもの貧困対策の推進

個別施策⑰ 子どもの貧困対策の推進

<施策の方向性>

- 子どもたちの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちが可能性を持って成長していける社会を目指し、子どもの貧困対策を推進します。
- 貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境整備や教育の機会均等に向けて、学習支援や子ども食堂等の取組みを支援します。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
生活困窮家庭等の子どもの居場所設置箇所数	3 箇所	令和 6 年度	5 箇所	令和 11 年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
96	生活困窮者に対する支援	生活困窮家庭の生活の安定・自立を目指し、相談支援員が保護者等の相談に応じ、助言や情報提供を行います。また、経済的な安定に向け、積極的な就労支援を行います。	社会福祉課
97	子ども医療費助成事業	家庭環境にかかわらず、子どもの健康保持、健全な育成に必要な医療が受けられるよう、高校生までの子どもの保険診療にかかる医療費を助成します。	健康こども福祉課
98	子どもの貧困対策の推進	家庭事情により、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保できない子どもについて、民間団体等と連携し、子ども食堂や学習支援などの居場所づくりを進めます。	健康こども福祉課

第5章

主要事業における量の見込みと確保方策

第1節 子ども・子育て支援制度における保育の必要性について

(1) 認定区分

子ども・子育て支援制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育所・認定こども園
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育所・認定こども園 ・地域型保育事業※

※小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、事業所内保育（主として従業員の子どもに保育を提供）、居宅訪問型保育（居宅において1対1の保育を提供）の4種類

(2) 認定基準

保育の必要性の認定にあたっては、国が以下の3点について認定基準を作成し、国が定める「従うべき基準」と「参照すべき基準」の区分に従い、市においては規則等により基準を定めます。

- ① 事 由：保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 区 分：保育標準時間認定（「標準時間」）又は保育短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
- ③ 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2節 子どもの人口推計結果

令和7年度から令和11年度までの子どもの人口の見込みは、下記のとおりです。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	179	174	171	168	163
1歳	151	192	187	184	180
2歳	212	157	200	195	191
3歳	221	217	161	206	200
4歳	226	229	225	167	214
5歳	214	232	233	229	170
就学前合計	1,203	1,201	1,177	1,149	1,118
6歳	227	215	233	234	231
7歳	232	229	217	235	236
8歳	213	233	230	218	236
9歳	243	214	234	231	219
10歳	237	242	214	233	231
11歳	219	239	244	216	235
小学生合計	1,371	1,372	1,372	1,367	1,388
合計	2,574	2,573	2,549	2,516	2,506

第3節 幼児期の教育・保育提供区域の設定

市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「事業量の見込み（以下、「量の見込み）」を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下、「確保方策」という。）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）」を定める必要があります。

本市では、第2期計画に引き続き、提供区域を1区域（全市）とし、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズに対し、全市での提供体制の整備を図ります。

■ 各施設の配置図



第4節 子ども・子育て支援給付

(1) 幼児期の教育・保育（保育所、幼稚園、認定こども園等）

＜確保方策の考え方＞

1号認定については、市内幼稚園3園と、こども園5園で対応します。幼稚園での預かり保育を継続実施し、1号（教育利用希望者）の保育ニーズに対応します。（幼稚園で平日7時45分から、降園後、18時まで預かり保育を実施）

2号認定及び3号認定については、市内こども園5園、保育園4園、小規模保育事業所2園で対応します。

また、民間の幼児・教育保育施設との連携のもと、利用定員（保育枠）の拡大に向けて検討し、保育の弾力化による受入れや既存施設の改修、地域型保育事業等の参入支援を行います。併せて課題となっている保育士の確保等に対する支援を充実させ、安定的な保育の受入れ体制の確保に努めます。

【単位：実利用人数/年】

年度	令和7年度					令和8年度				
認定区分	3号		2号		1号	3号		2号		1号
				教育希望					教育希望	
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	43	254	420	150	83	44	242	429	161	84
②確保量※	84	249	450	660		84	249	450	660	
②－①	41	▲5	30	427		40	7	21	415	
年度	令和9年度					令和10年度				
認定区分	3号		2号		1号	3号		2号		1号
				教育希望					教育希望	
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	45	268	390	152	77	45	265	376	149	74
②確保量※	84	249	450	660		84	265	450	660	
②－①	39	▲19	60	431		39	0	74	437	
年度	令和11年度									
認定区分	3号		2号		1号					
				教育希望						
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳					
①量の見込み	46	264	363	148	71					
②確保量※	84	265	450	660						
②－①	38	1	87	441						

※保育所、幼稚園、認定こども園等の利用定員

第5節 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業（基本型・地域子育て相談機関・こども家庭センター） 【担当課：健康こども福祉課・保育未来課】

子ども及びその保護者や妊娠している方が、保育所、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談対応及び情報提供を実施することで利用者支援を図ります。

＜確保方策の考え方＞

子育てコンシェルジュを保育未来課に配置し、相談対応を行います。

【単位：施設数】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【基本型】	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
【地域子育て相談機関】	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
【こども家庭センター型】	量の見込み	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所

■利用者支援事業の分類

基本型	◆利用者支援 子育てに関する相談や情報提供、事業利用にあたっての助言・支援等を実施し、子育て世帯に寄り添った支援を展開するものです。 ◆地域連携 地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や地域における子育て支援のネットワークづくりを支援するものです。 ◆地域子育て相談機関【新規】 虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備するものです。
	【新規】こども家庭センター型 妊産婦や子ども、その家族が安心して生活できるよう「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行うものです。

（２）地域子育て支援拠点事業 【担当課：健康こども福祉課・保育未来課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

＜確保方策の考え方＞

市内の２箇所を実施します。

【単位：①延べ利用回数／月 ②施設数】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	12,488 人回	12,474 人回	12,456 人回	11,935 人回	11,419 人回
②確保方策	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所

（３）妊婦健康診査 【担当課：健康こども福祉課】

公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦の健康管理の向上を図ります。

＜確保方策の考え方＞

契約医療機関において、妊婦健診を実施します。また、定期的に妊婦健診を受けるよう、妊婦に対して面談時に受診勧奨します。

【単位：延べ利用回数／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	2,088 人回	2,052 人回	2,040 人回	2,028 人回	2,004 人回
②確保方策	2,088 人回	2,052 人回	2,040 人回	2,028 人回	2,004 人回
②－①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

（４）産後ケア事業 【担当課：健康こども福祉課】

産婦及びその乳児（生後１年未満）に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行います。

＜確保方策の考え方＞

産婦が産後ケアをより身近に利用しやすくするため、産後ケア事業を拡充し、事業を周知します。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	286 人日	278 人日	274 人日	269 人日	261 人日
②確保方策	286 人日	278 人日	274 人日	269 人日	261 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（５）妊婦等包括相談支援事業 【担当課：健康こども福祉課】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

＜確保方策の考え方＞

妊婦に対し、定期的な面談を実施し、情報提供や相談を行います。

【単位：延べ利用回数／年】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	480 人回	531 人回	519 人回	510 人回	498 人回
②確保方策	480 人回	531 人回	519 人回	510 人回	498 人回
②－①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

（６）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） 【担当課：健康こども福祉課】

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

＜確保方策の考え方＞

保健師や助産師が全ての乳児家庭への訪問と相談支援、情報提供を行います。

令和 7 年度より、（５）妊婦等包括相談支援事業と兼ねて行います。

【単位：実利用人数／年】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	174 人	171 人	170 人	168 人	163 人
②確保方策	174 人	171 人	170 人	168 人	163 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（７）養育支援訪問事業 【担当課：健康こども福祉課】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、必要な訪問支援を行います。

＜確保方策の考え方＞

妊娠届時の面接や妊婦等包括相談支援事業等により、支援の必要な家庭を把握し、保健師や助産師が訪問や指導を行います。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36人	32人	29人	27人	25人
②確保方策	36人	32人	29人	27人	25人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

（８）子育て世帯訪問支援事業 【担当課：健康こども福祉課】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を対象として、家庭訪問、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助を行います。

＜確保方策の考え方＞

家事援助の実施の検討を進めます。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	125人	123人	121人	110人	116人
②確保方策	125人	123人	121人	110人	116人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 子育て短期支援事業 【担当課：健康こども福祉課】

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。

<確保方策の考え方>

継続実施に向けて、児童養護施設と調整を行います。また、サービスを必要とする方が利用できるよう、制度の周知を図ります。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②確保方策	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(10) 児童育成支援拠点事業 【担当課：健康こども福祉課】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供します。

<確保方策の考え方>

居場所となる施設の確保を進めるとともに、対応する専門職員の確保について検討を進めます。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	3人
②－①	▲3人	▲3人	▲3人	▲3人	0人

(11) 親子関係形成支援事業 【担当課：健康こども福祉課】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。

＜確保方策の考え方＞

事業実施に向けて、地域資源の開拓や相談機関の整備を行います。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保方策	3人	3人	3人	3人	3人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【担当課：保育未来課】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

＜確保方策の考え方＞

笠岡市ファミリー・サポート・センターとの連携により、継続して事業を実施します。事業の周知を図り、依頼会員及び提供会員の増加に努めます。

【単位：延べ利用回数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	203人回	198人回	192人回	188人回	187人回
②確保方策	203人回	198人回	192人回	188人回	187人回
②－①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

※0～11歳を対象にした事業の見込量

(13) 一時預かり事業 【担当課：保育未来課】

① 幼稚園在園児型

保護者が就労等により、通常の教育時間終了後及び長期休業中等、家庭での保育が困難な公立幼稚園、認定こども園の児童を対象に、預かり保育を実施します。

<確保方策の考え方>

市内の公立幼稚園3箇所、公立認定こども園2箇所、私立認定こども園2箇所で実施します。

【単位：延べ利用人数/年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15,500 人日	17,151 人日	16,883 人日	17,136 人日	17,488 人日
②確保方策	15,500 人日	17,151 人日	16,883 人日	17,136 人日	17,488 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

② 一般型

育児疲れ、就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュなど保護者に代わって乳幼児の保育が必要な時に、預かり保育を実施します。

<確保方策の考え方>

市内の公立認定こども園1箇所、私立認定こども園1箇所で実施します。

【単位：延べ利用人数/年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,065 人日	1,058 人日	1,039 人日	1,009 人日	986 人日
②確保方策	1,065 人日	1,058 人日	1,039 人日	1,009 人日	986 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(14) 延長保育事業 【担当課：保育未来課】

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

<確保方策の考え方>

市内全ての保育所及び認定こども園（保育所部分）で実施します。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	233人	231人	227人	221人	216人
②確保方策	233人	231人	227人	221人	216人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(15) 病児・病後児保育事業 【担当課：保育未来課】

病児・病後児について、病院や保育所等の専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業で、病気により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で保育することが困難な児童が対象となります。

<確保方策の考え方>

病児保育については、県内25市町村との協定による広域的な相互利用により、提供体制を確保します。病後児保育については、私立保育所1箇所を実施します。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	85人日	87人日	88人日	88人日	88人日
②確保方策	85人日	87人日	88人日	88人日	88人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【担当課：保育未来課】

保育所等に入所していない生後0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

令和8年度より地域子ども・子育て支援事業から「乳児等のための支援給付」に変更となります。実施に向けた検討及び関係施設の調整を行います。

【単位：延べ利用人数／日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
②確保方策	0人日	2人日	2人日	4人日	4人日
②－①	▲4人日	▲2人日	▲2人日	0人日	0人日

(17) 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業 【担当課：保育未来課】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

<確保方策の考え方>

放課後児童クラブは、小学校区ごとの7箇所・11施設で小学校の余裕教室や小学校の敷地内の専用施設を利用して実施しています。（令和6年12月現在）

支援員の確保に向けた処遇改善等の実施による運営支援や、小学校区ごとに小学校の余裕教室の活用や既存施設の増改築等を段階的に進めることで、引き続き量の確保に努めます。また、放課後子ども教室との連携により、実施内容の充実を図ります。

【単位：実利用人数／年】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	416人	444人	468人	495人	529人
②確保方策	635人	673人	673人	673人	673人
②－①	219人	229人	205人	178人	144人

放課後児童対策パッケージを踏まえた取組みの推進

放課後児童クラブと連携し、全ての児童を対象に、放課後子ども教室の活動への参加を促し、交流を図ります。

①放課後子ども教室の実施計画

【単位：施設数】

計画年次	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室 (累計)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

(参考) 令和6年4月1日現在の開設箇所数：7箇所

②連携型^{※1}及び校内交流型^{※2}の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

【単位：施設数】

計画年次	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連携型 (累計)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所
校内交流型 (累計)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

※1 連携型：放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいいます。

※2 校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものをいいます。

③連携型及び校内交流型の推進に関する具体的な方策

連携型及び校内交流型の事業実施を継続し、地域の実情に合わせてプログラム等を充実させます。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、学校関係者と連携し、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用等について検討を行います。

⑤放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

配慮が必要な子どもや保護者への対応等、必要な情報交換や情報共有を行います。

⑥特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

特別な配慮を必要とする児童に対しては、一人ひとりの心身の状態の把握及び個々の特性を踏まえた支援に努めます。

⑦事業の質の向上に関する具体的な方策

放課後児童クラブの開所時間については、ニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行います。

また、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進するとともに、日常的な様子を利用者や地域住民に伝える等、情報共有に努めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【担当課：保育未来課】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼児教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業です。

<実施の考え方>

幼児教育・保育施設が行う保護者の実費負担について、低所得者の負担軽減を図るため、継続して実施するとともに、事業の周知に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

(19) 多様な主体が本制度に参入するための事業 【担当課：保育未来課】

教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の整備を進める上で、多様な事業者の新規参入施設や、特別な支援が必要な子どもへの受け入れ体制の構築など、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

<実施の考え方>

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規事業者が幼児教育・保育施設等の設置運営や地域型保育事業の実施を円滑にするため必要な支援を行います。

第6節 幼児教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

（１）認定こども園についての考え方

認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況にかかわらず利用することが可能であるため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

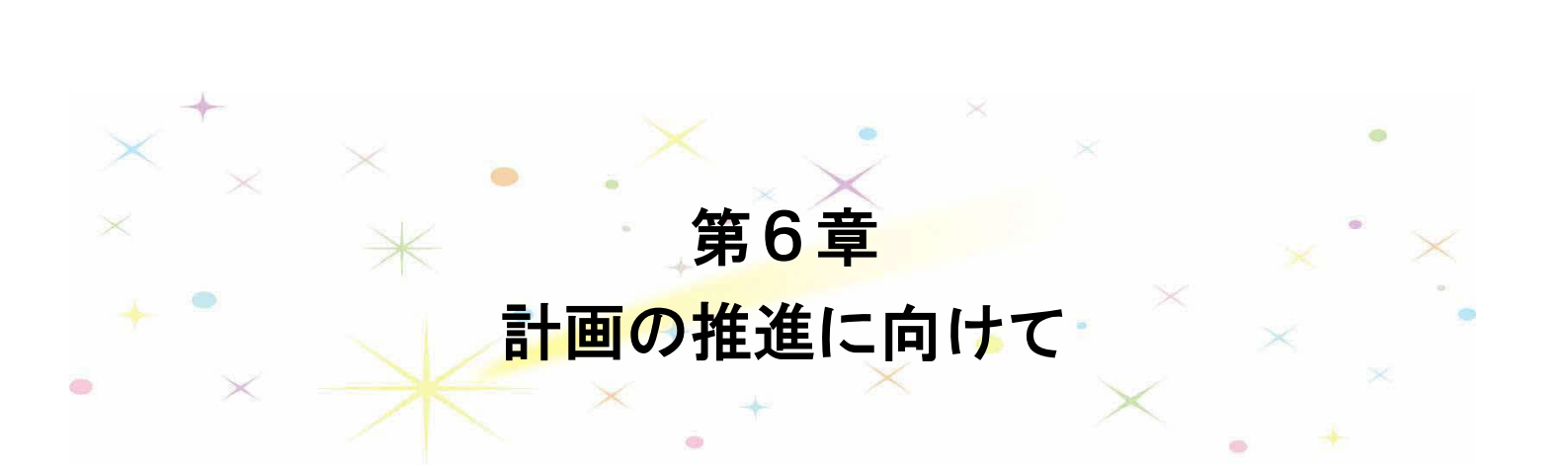
現在、本市には5つの認定こども園が設置・運営されています。今後も、保護者ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を適正に実施します。

（２）質の高い教育・保育の提供に向けた考え方と推進方策

保育所や幼稚園、認定こども園における質の高い教育・保育の提供に向けて、職員の資質や指導力の向上を目的に現場訪問による指導や研修会を実施しています。今後も、全市的に質の高い教育・保育環境を整備するため、私立、公立問わず、訪問指導や各種研修会を行うことで人材育成を支援するほか、幼児教育アドバイザーの配置により、各施設への助言や運営支援を強化します。

（３）幼児期の教育・保育施設の相互の連携及び小・中学校等との連携

本市の幼児教育・保育施設において、それぞれ特長ある教育・保育が提供されており、教育プログラムや運営方法等についての情報交換や連携した取組みを促進することで、市全体として質の高い教育・保育を提供することにつながります。こうした連携を支援するため、各施設長や職員が交流できる機会を設けるよう努めます。また、幼保小の架け橋プログラムや小中一貫教育を推進することで、子どもの主体的な学びや円滑な接続を支援します。



第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の周知徹底

浅口市を「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」としていくためには、市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への周知やホームページ等での内容公表・紹介などを行います。また、本計画の概要版パンフレットを作成・配布し、計画の内容を幅広く周知します。

第2節 市民や関係団体等との連携

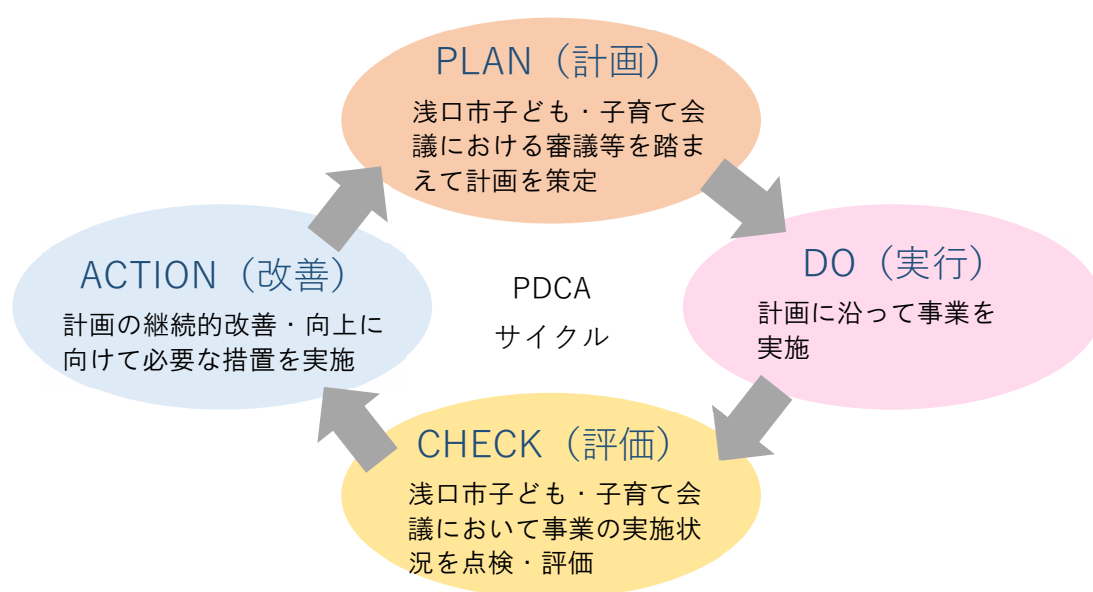
子育てを社会全体で支援していくには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、保育所、幼稚園、認定こども園等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育機関、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援にかかわる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

第3節 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、浅口市子ども・子育て会議において、事業の実施状況等について、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い施策の改善につなげていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和9年度)を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(令和11年度)までとします。



資料編

第1節 浅口市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、浅口市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる職務を行う。

(組織)

第 3 条 会議の委員は 25 人以内とし、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者の中から浅口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成26年6月30日条例第11号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日条例第9号)抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2節 浅口市子ども・子育て会議委員名簿

五十音順・敬称略

役職	氏名	所属
副会長	伊澤 誠	浅口市議会
委員	石田 満彦	浅口市立寄島こども園
委員	大岸 貴美子	浅口市民生委員児童委員協議会
委員	大武 智恵	にじいろばらそる
委員	川崎 加代子	つどいの広場 のびっ子
委員	黒田 珠美	鴨方東幼稚園 P T A
委員	河野 由美子	浅口市教育委員会
委員	坂口 晴江	浅口市愛育委員会
委員	武田 きよみ	敬親保育園
会長	鶴海 明子	くらしき作陽大学 子ども教育学部
委員	二階堂 香織	浅口医師会
委員	西山 章子	浅口市放課後児童クラブ連絡協議会（金光小学校児童クラブ運営委員会）
委員	原 直秀	浅口市小学校長会（鴨方東小学校）
委員	道広 侑未	竜南保育園保護者会
委員	薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所
委員	山下 隆志	浅口市社会福祉協議会
委員	吉田 真章	浅口里庄 P T A 連絡会（鴨方東小学校 P T A）
委員	米田 香織	ひよこ会

令和7年3月末現在

第3節 浅口市子ども・子育て会議の開催状況

■会議の開催状況

回次	開催日	議題等
第1回	令和5年11月16日（木）	・第3期計画策定に向けたニーズ調査について
第2回	令和6年3月28日（木）	・第2期浅口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ・令和6年度浅口市特定教育・保育施設の利用定員について ・第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画の策定
第3回	令和6年7月12日（金）	・第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について
第4回	令和6年10月1日（火）	・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案の作成について
第5回	令和6年12月20日（金）	・第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について
第6回	令和7年2月27日（木）	・第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントと市の考え方（案）について ・第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画について ・第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画の概要版について

第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画

あさくち子ども Star プラン

発行年月：令和7年3月

発行：岡山県浅口市教育委員会事務局 保育未来課
〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2
電話：0865-44-7011
FAX：0865-44-7602



岡山県 浅口市